

第六十五回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第十三号

昭和四十六年三月二十四日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 齋藤 実君

理事 足立 篤郎君

理事 熊谷 義雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 澁谷 直藏君

理事 高見 三郎君

理事 別川悠紀夫君

理事 森田重次郎君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 合沢 榮君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房長 太田 康二君

林野庁長官 松本 守雄君

委員外の出席者

農林省農地局管

理部農地課長 馬場 道夫君

農林省農地局計

画部長 櫻井 重平君

林野庁林政部長 池田 正範君

林野庁職員部 須藤 徹男君

委員の異動

三月二十四日

辞任

江藤 隆美君

佐々木秀世君

同日

辞任

足立 篤郎君

安田 貴六君

補欠選任

江藤 隆美君

佐々木秀世君

三月二十四日

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、第六十三回国会衆法第三四号)

国が有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第六十三回国会衆法第八〇号)

〇草野委員長 これより会議を開きます。

芳賀貢君外六名提出、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案及び内閣提出、国が有林野の活用に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬野栄次郎君。

〇瀬野委員 国が有林野の活用に関する法律案について、農林大臣並びに各関係当局に順次質問をい

たします。

法律制定の必要とその効果についてまず最初にお尋ねをいたしますが、国有林野活用については、その基本方針は林業基本法第四条に規定され、政府は、これに基づいて農林事務次官通達、長官通達等をもって必要な措置を講じてこられたのであります。政府は、第五十五国会以来、国有林野の活用について国の方針を明らかにする等により、その適正かつ円滑な実施をはかることとして、本法律案の提案をいたしておられますが、まずこの法律の制定について、現行制度ではどのような点が農業構造改善なり林業構造改善のため支障となつて法律を制定することになったのか、また法律を認めることになったのか、その点をお尋ねいたします。さらにその効果についてもあわせて最初にお伺いしたいのでございます。

〇倉石國務大臣 国有林野の活用につきましては、従来から農林業の構造改善のためにその積極的な実施をはかってまいつたわけでございまして、近年におけるわが国の経済の目ざましい発展の中で、わが国の農林業はこれに十分に対応することができませんでした。農林業の構造改善、それから農山村地域の振興等をはかりましたための施策を一そう強力に推進する必要があると考えられるわけであります。このような要請にこたへますために、林業基本法第四条の規定の趣旨に即して積極的に進行すべき国有林野の活用の内容を具体的に今回の法律案で明示するとともに、その活用を行なうにあたりましての国の基本的態度を明らかにすること等によりまして、国有林野の活用の適正かつ円滑な実施をはかることとした次第であります。

さらにまた、この法案を成立させていただきまして上におきましては、これの運用によりまして、時代の変転に伴つてこれを弾力的に活用する

ことによりまして、全体の農林業の伸展に資するところが多いのではないかと考えているわけでございます。

〇瀬野委員 農業構造改善及び林業構造改善、山村振興等の実施は、おおむねある時点を経て実施されておるのでございます。現在、農業構造改善については第二次、また近くは林業構造改善も第二次に入つてまいるのでございますが、この法律案のねらいというものが時限法でなくて恒久立法として提案をしておられます。そういうことから、一部には、時限立法でないではないか、こゝろから議論もあるわけでございまして、その点を国民の前に明らかに、恒久立法としたことについての理由をお聞きしたいのであります。

〇松本(守)政府委員 この法律は、林業基本法第四条の規定の趣旨に即して、今後における国有林野の活用について、国の基本的態度を示したものでございまして、農林業の構造改善施策の推進の一環として、引き続き進めていくべきものと考へられますので、一応本法案を恒久法とすることにいたしましたのであります。

〇瀬野委員 そこで、恒久立法としたということでございますが、今後とも国有林野の活用が行なわれるとすれば、国有林野事業の経営基盤は、絶えずその安定性というものを失つてくるという懸念が持たれ、また、国有林野事業の健全な発展というものが期し得ないではないかという心配がなされるということでございますが、こゝろから意見に対して、当局はどのような御見解をお持ちであるか、重ねてお伺いをいたします。

〇倉石國務大臣 基本方針につきましては、つまり、国有林の経営、運営につきましては政府の基本方針というのは一貫してまいるのでございまして、地域、地域によりましてそれぞれ事情は若

干違いますが、この法案成立の後に、この活用をいたす地域におきましては、やはりその指導方針に従ってそれを運営してまいりたいように政府も指導いたすわけでありまして、またこれを受けて立つところの地域の市町村あるいはその他これを活用する人たちに与りましては、やはり政府のその方針と十分に連携を保ちながら、森林の持つ使命を十分に果たし得るような経営、運営がしてまいられるようにわれわれとしても行政的指導をいたしてまいることが必要ではないか。

国の六八%以上を占める重要な森林行政というものにつきましても、どなたもその重要性をよく認識しておられるのでございまして、そういうことについて、特によけいなことをする必要はないかもしれないけれども、私どももいたしましては、国全体の国土保全あるいは国民休養林、そういうふうないろいろな使命を持っております林地でございまして、そういうことについて万遺漏なきように行政指導をやつてまいりたい、このように考えております。

○瀬野委員 国有林野事業が林業政策上果たすべき役割についてでございまして、林業基本法の第四条にこれらについて明示されておることとは御承知のとおりであります。一般的な林業政策の対象となる林業経営体として規定されながらも、一方では、林業政策の主体となるような重要な役割を果たすことが規定されておるのでございまして。要するに、今回の法案が提案されておりますが、林野庁として、この活用法案を出す前に、国有林野自体どうするかという問題があるわけでございます。

現在、国有林は事業法をつくっていないのでございまして、国有林野事業法というものを制定すべきじゃないかということがいろいろ論議されておりますが、この法案提出について、こういった事業法制定の問題等が当然考えられる。すなわち、まず足元を固めてそれからやるべきじゃないか、こういうような国民の批判が一部にあるわけでございますので、こういった点も本法案の審議

の前に明らかにしていただきたい。農林大臣のほうからひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お話のございました事業法等につきましても、実はいろいろ農林省においても検討をいたしておるわけでございます。

そこで、ただいま、国有林、民有林を含めてでございまして、わが国の林業というものの、これが持つております使命は、いろいろな重要な使命を持つておるわけでありまして、なかなか、やはり今日林業経営というものが経済的にたいへんむずかしい状態になっておる。かたがたやはり公害の問題であるとか緑地保全であるとかという外部に對する重要な問題も出てきておるわけで、林業経営というものにつきましても、国有林、民有林ともにそれぞれ難問が山積いたしておるわけでございます。そこで、いま申しました事業法につきましても私どももいままでも研究を続けておるわけでありまして、このたびの法案を成立させていただくような機会に、やはり両方が調整がとれてうまくまいりますように、私のほうにおいても、十分にありました御趣旨のようなことも参考にいたしながら対処してまいらなければならないのではないか、こういうことを考えております。

○瀬野委員 この法案の逐条に対する質問に入る前に、もう一点お伺いしておきたいと思ひます。

それは、過去に国有林野の活用に関して黒い霧事件というものがしばしば報道されております。こういうことにつきまして、五つの問題について順次お尋ねをしておきたいと思ひのであります。

と申しますのも、今後この活用法案が通過して、後ほど質問を続けてまいりますが、再びこのような国民に疑惑を招くような事件が起きるようなことでは相なりませんし、この機会に、かつていろいろと問題になりましたことを、その後の経過、処置等についても明らかにして本法案の内容に入つていきたい、かように思つて質問を申し上げるわけでございます。

まず最初に、指宿観光株式会社に対する開闢岳の国有林の貸し付けの問題が過去に起きております。内容については時間の関係もありますので省略いたしますが、この問題についてはその後どのような処置を講ぜられ、対策を立てられたか、概略の経過とその後処置についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 指宿観光株式会社に対する開闢岳国有林の貸し付けについては御指摘がございまして。この内容は先生すでに御承知のことであらうと思ひますが、その後とりまして改善措置、本件は昭和三十八年に三回にわたつて貸し付けたものでございまして。そこに問題がありまして、昭和四十二年の四月、国有林野の管理処分事務運営についてという通達によりまして、自後一件の貸し付け面積が五ヘクタールをこえないように処理をいたしました。さらに申し上げますと、同通達によつて、同一事業区内において同一人に対して五ヘクタールをこえる面積を貸し付けはならないこととした次第でございまして。今後ともそういう案件につきましては厳正に対処してまいりたい、そのように考えております。

○瀬野委員 さらに美福株式会社に対する那須国有林野の交換問題があつたわけでございます。これはすでに決算委員会でも取り上げられて問題になったのでありますけれども、国の渡し財産と受け財産、これらの問題にからんでの事件でございまして、このことについてもその後どのように処置をされ、対処されたか、明らかにしていただきたい。

○松本(守)政府委員 この問題につきましては、昭和三十九年と四十年に交換をいたしております。土地の交換でございまして、その問題点の一つは渡し財産、国有林から出しました森林の評価がどうも安かつたのではないかとというような疑惑がございまして。またその相手不動産業者、観光とか不動産業をやつておる者であつたということが問題点に指摘をされておりましたが、その後とりまして処置は、契約解除等の措置は行なわな

かつたのでございまして、その後交換事務につきましては昭和四十二年に厳正に通達を改めまして、交換についてはそういった不動産業者は絶対認めない、公用、公共用を優先するとか、特に交換を認める者は、国の財産を随意契約によつて売却し払いのける者といふきわめて限定をした形で処理をすることにいたしました。また、交換したあとのものがどのように使用されるかという点につきましても、毎年一回ずつ営林署の現場機関がチェックをする、あるいは台帳をつくつて、その交換をした者に報告の義務を課するというようなことで、取り扱いについて厳正に遺憾のないように処置をした次第でございまして。

○瀬野委員 林野庁長官、ただいまの件ですが、交換についてはその後厳正な処置をしたというように御答弁すけれども、交換についてははつきりとしたようにしたわけではございまいらうか。今後の交換の取り扱いについてのことについてあわせてはつきり御明示いただきたい、かように思ひます。

○松本(守)政府委員 通達によつて昭和四十二年改善をいたしました事項のおもなものを申し上げますと、まず貸し付けの關係でございまして、次のような基準を設けました。

その一つは、貸し付けの対象地は保安林などの第一種林地、優良造林地、こういうものは貸し付け、使用を行なわない。それから用途につきましては、公用、公共用等のほか、農林業構造の改善、住民の生活環境の保全、住民の生業の維持等の用に供するものに限ることとした。それから規模につきましては、住宅用地等について建て坪面積の五倍以内の必要最小限度にとどめるということにいたしました。農用地につきましては、農用地適地選定基準に適合するものであるということにいたしました。

それから売り払いの關係でございまして、対象地については貸し付けの場合と同様でございすけれども、規模につきましても必要最小限度、貸し付けの場合と同様でございまして。特に交換の関

係については嚴重に基準を設けました。国有林野を渡し財産として交換できる場合を限定したこと。たとえば相手方が地方公共団体であつて、渡し財産を直接公用、公共用または公益事業の用に供するとき、例の二、日本国有鉄道が渡し財産を鉄道事業等に必要施設の用に供するとき、例の三として電気事業者というものに對する場合、それから例の四として電氣会社が使う場合といふこと。それから次に交換にも用途指定の特約を付することにした。

評価の關係でございますが、評価事務の全般につきまして学識経験者に調査研究を依頼して検討を行なつて、評価の方法論、基準をきめまして、また具体的な個所についての評価は第三者評価を依頼いたしまして、それを勘案して價格の決定をしておる。

以上でございます。

○瀬野委員　さらに屋島ドライブウェイ株式会社に対する屋島国有林の貸し付け問題があつたわけでございます。これについての処置と対策を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員　これは高松市の屋島における事例でございます。その内容は貸し付けをした面積が四ヘクタール、その用途は当初は農耕地、地元農民の十数名でございますが、その中にこの観光会社が入つておつたといふことでありまして、農耕地としてそういう私企業、観光会社に貸すことの点が問題となつたのでございます。

それで改善をいたしました措置としては、オリブその他の植樹、観光事業用風致樹植栽数としてその会社単独に貸し付けをいたしました。それは四十四年の四月でございますが、そういうことで、従来貸し付け地代が二万七千円でありましたものを改めまして、十八万四千円にいたしました。

以上でございます。

○瀬野委員　長官、ただいまの件ですが、林野庁は土地が耕作されて農地としてある場合には、農業者以外には貸し付けできないが、未墾地あるい

は放置された状態のものを貸して、貸し与えるとともに、農耕用に使われることは違反でない、こういうふうな見解を持つておられるように、私、伺つておるわけですが、こういったケースの場合に、今後こういうもののいわゆる貸し付けについて将来ともこのような考えでいけるのか。この点、このようなことではないのか。本法案の審議にあたりまして、あとにも関連することでありまして、お伺いしておきたいのであります。

○松本(守)政府委員　このときには、その十数名の農民の中にこの会社がいたことに問題がありまして、今後はそういった観光事業会社に農用地の土地を貸し付けをするといふことはいたしておりませんし、そうしないたてまえになつております。

○瀬野委員　さらに、農林開発興業株式会社に対する芦屋剣谷国有林の交換問題があつたわけですが、御承知のようにこれは兵庫県で起きた問題でございます。内容は省略するとして、これに對する対処をどのようにされましたか。その経過について、また処置についてお伺いしたいのであります。

○松本(守)政府委員　これにつきましては、昭和三十九年に交換の契約をいたしております。内容につきましては省略をさせていただきますが、とりまして改善措置、もうすでに交換をしてしまつてありますので、また当時用途指定もいたしておりませんので、契約を解除するといふ方法がなかったといふこともありまして、契約の解除の措置はとらなかつたのであります。自今交換につきましては、先ほど申し上げました昭和四十二年の通達によつてこういうことの絶対に起こらないように嚴重に措置をするといふことでござい

ます。なお、その場所が芦屋市でございます。神戸の裏山でございますが、その芦屋市の市長から保安林の再指定の申請が四十二年に出ておりますが、これは衆議院の公害対策委員会でも問題の提言がございまして、その後林野庁として学識経験者の調査その他十分の検討をいたしました。並行いたしまして昭和四十四年には芦屋市長から大臣あ

て保安林の再指定を取り下げがございました。保安林の指定はしなくても水路その他工事をするこ

とによつて国土保全上支障がないという学者の結論、あるいは林野庁がとりましたそういった工事によつて、芦屋市長は保安林の再指定の申請は取り下げております。

○瀬野委員　もう一点お伺いして本題に入ります。群馬県吾妻郡の堀恋村、長野原町及び草津町所在の十三牧野農協の元国有林の転売についての事件があつたのですが、これについてはどのような処置をされましたか、お伺いしたい。

○松本(守)政府委員　これは昭和二十八年に林野整備によりまして堀恋村に売却いたしました。その後堀恋村では林業経営用地として国から買い受けた林野を指定された用途期間十年間を指定どおりに林業経営をいたしまして、経過したあとで村内の牧野農協にその一部を譲渡いたしております。その牧野農協は観光会社に別荘用地として処分をしたといふのがこの経緯でございます。

これは昨年の国会でも問題が指摘をされた経緯がございまして、その問題点は売却以後十四年たつて転売したものである。その十四年間に相当な社会情勢の変化があつたといふこと、国有林から売却払いをいたしましたときの売却払いの特約では、十年間林業経営の用途としてつばな成績、経営を行なつてきたといふことで、違反行為が認められなかつたので、法律上はやむを得ないといふことになつております。

○瀬野委員　この件については法律上はやむを得ないといふのですが、昨年からことしにかけてもしばしば新聞にも報道されている事件がまだいろいろ問題を呼んでおります。この問題を深く追究しようとは思いませんが、こういったことが過去にいろいろ数多くあつてまいつたわけ、今回の活用法案の審議にあつても、今後のことも思ひ合わせますときに、いろいろ懸念されます。そういったことから、一応お聞きをしたわけでございますが、ただいまから本法案八条でございますが、

逐条的にいろいろと質問を順次してまいりたい、かように思つてござい

ます。最初に、第三条の「国有林野の活用推進」ということについてお尋ねをいたします。

第三条には、「農林大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの(第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売却しうことを目的とする所屬替を含む)を積極的に行なうものとする。このうち、重要な考慮を払いつつ、この中で「適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ」といふふうな書きに書いてあることについての質問なんぞでございますが、まず「必要な考慮を払いつつ」といふことは、国有林野事業との調整を十分考慮すべきことを規定しているとは私は思ふのであります。」「払いつつ」とは具体的にどのようなことを意味するの、はつきりひとつ明かに答弁をお願いしたい、こういうふううに思つております。

○松本(守)政府委員　国有林野の活用にあたりましては、その使命達成との調整をはかることが必要でございます。このために具体策をいたしまして、次のような場合には原則として国有林野の活用は行なわれないといふことにいたしてあります。そのおもなものは保安林、国立公園の特別地域等、法令によつて国土の保全その他の理由で林業経営上の制限を受けているもの、それから利用期に達していない人工造林地など、それからもう一つは、部分林、共用林野等でこれらの利用者と活用については調整ができないもの、困難なものあるいは苗畑とか国有林野事業の経営上どうしても必要なところ、こういったものは活用しないといふことにいたしてあります。」「積極的に」活用するといふ場合には、農林業構造改善の事業としてどうしてもその土地以外にかわるべきものがな

い、民有地にもない、国有地にそれがある、その場合に、先ほど申し上げましたように、国有林経営上支障のない場合には積極的にこれを活用していくんだ。当然活用いたします場合には、貸し付けの場合代金が入ります。また売り払いの場合はその土地の売り払いが入りますから、そういう土地は林業経営の用地として一応マイナスにはなりますが、それにかわるものが金の形で国有林野事業特別会計に入っている。それがまた別な場所である国有林経営に必要な土地の買入れに使われるというふうなことでありますから、こういうことをいたしましては国有林野事業には影響はまず考えられないというふうに考えております。

○瀬野委員 長官の答弁で、「考慮を払いつつ」という書いでありまして、なかなか意味が深いわけではございません。ただいま答弁の内容を聞いておきますと、保安林とか特別地域、利用期に達していない人工造林地など、また調整が困難なもの、苗畑、国有林野上必要なもの、いろいろあげられましたが、こういった国有林が必要なのはまた民間としても必要であるというもので、往々にして競合するという問題が起きてくるわけですから、この第三項一項には、末尾に「積極的に行なうものとする」というふうに特にうたててあるし、またしばしばこの法案あるいは大臣の所信表明の説明等を伺っても、積極的というところば三カ所も出てまいります。こういうことから、この「払いつつ」ということが活用側からいわずとネツクになる、また不安となるわけでありまして、三条の一項の「積極的に行なう」ということと矛盾がある、私はこういうふうに思うのです。この点再度ひとつ長官から御説明をいたしたくないのであります。

○松本(守)政府委員 いま先生の御質問、確かに国有林野経営のために持つておりました林地を農林業構造改善等のために国有林経営から出すわけでありまして、そういう場合におきまして、全然支障がないということはあえて申し上げませんが、先ほど申し上げましたように、国有林野経営

の適切な運営を確保しながら、同時に地元のそういう要請にこたえていく。若干の林業経営に支障がありまして、地元のそういう要請にこたえることが地元の経済発展、地元の住民の各種の経済的な社会的な不利を是正いたしまして、生活の向上につながるということは、すなわち国有林の向上にも何らかにつけてよいことになるわけでありまして、国有林の経営だけを考慮してそういう地元の要請にこたえない、そういう孤立した超然とした考え方は、今後の時代に国有林の経営はやっていけない。地元のそういう経済的な社会的な動きと、国有林の経営というものは一体となつてやっていくんだ。そういうことによつて国有林経営も初めて万全の経営ができるというふうに考えております。

○瀬野委員 第三条の中に六項目規定されておりますが、これらの問題は、第四条でうたててあるその中身であるわけではございませんが、このことについて逐条的にひとつ質問をしてみたいわけでも、まず第一号の「農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下この条において「農用地」という。以下同じ。))の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用」ということがございまして、この第三項一項の中の「農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用」ということはどういふ意味を持っているか、これに対する御説明をいただきたいのであります。

○松本(守)政府委員 第三条一項一「農林省令で定めるもの」につきましては、国または県の助成を行なう農用地の造成の事業を規定する見込みでございます。

○瀬野委員 そうしますと、これは次に書いてあります「農業を営む個人」ということがございしますが、いわゆる対象者ですね、これはどういふ個人になりますか、この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 個人というのが活用の相手

として出されておりますが、草地造成とか酪農用地のために共同経営あるいは市町村営というところが考えられます。そういうことで、原則としてこれは個人にはやらないということで考えておりますが、開拓パイロットその他草地でない農地、こういうものはいまの農地法の精神からいいますと、究極的には自作農主義をとっておりますので、そういうものは一応国有林野財産から農地局の自作特別会計のほうへ所属がえをいたします。所属がえをしたあと個人のほうへ回っていくという仕組みにならうかと思ひますが、そういう場合にはあるんだ。しかし今後の活用の大部分は、個人にはあまりいかないのではないかというふうに考えております。

○瀬野委員 今後は大部分個人にはいかないのではないかと思います、こういう最後の答弁だったのでありますが、なぜこういふことを聞くかという点、やはり先ほどから明らかにしてまいりました往々にして活用不明朗なことが起きるということも懸念されますので、本法の審議にあつて特に念を押して逐条的に御見解を承つていたわけでありまして、「農業を営む個人」というふうにあるが、これは長官からいろいろ説明承りました。これはその前にあるところの「農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用」ということがもちろんかぶつておるわけであらうと思ひます、単なる個人ではない。何回かのチェックリストを経てきた個人である、こういうふうには私は解釈をしておりますので、これども、この点もう一度明快にひとつお答えをいただきたい。これらの問題があととすつと問題になつてまいりますので、はつきりと御説明いただきたいし、また何回かのチェックリストを通るとすればいかなるチェックを経るのか、この機会に明らかにしておいていただきたい、かように思ひます。

○松本(守)政府委員 「農業を営む個人」ということのチェックをどうするかということでございますが、その前に先ほど御答弁申し上げました

「農林省令で定めるもの」これは国または県が助成を行なう農用地の造成の事業を規定する見込みというところで申し上げましたが、その中には農業構造改善事業を国なり県なりの助成でもつて行なつております。そういう構造改善の結果、たとえば個人の樹園地造成というものが、そういう場合もございします。農業構造改善が個人個人の協力的な考え方である樹園地造成というところの場合には、究極的にはその個人のほうへ所有権が移っていくというふうに考えておられます、先ほど申し上げましたあまりないではないかというのとは面積的にはそうたくさんは出ないかというのでございしますが、その主体になりますのは、どうしても草地造成、酪農用地というものが農業的な国有林活用の主役を占めるのではないかと思います。あわせて樹園地造成というものも地域によつては今後促進をされるという場合には、その個人というものが関係をしてくるわけではございません。

○瀬野委員 そこで、いまの三条一項一「農林省令で定めるもの」は農協連合会、土地改良区、農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林省令で定める者」というあります。この「その他農林省令で定める者」この場合の「定める者」とはどのようなものが考えられるか、この点も明らかにしていただきたい。

○松本(守)政府委員 「その他農林省令で定める者」は農協連合会、土地改良区、農業生産法人でない農事組合法人、以上以外で構成、運営等につきましても農林大臣が定める基準に適合した規約を有しているもの、こういうものを考えております。

○瀬野委員 そうしますと、農業構造改善事業の中に個人が構成人員として入つてくるということになるかと思ひますが、国が農業構造改善を行なう場合、たとえば開拓パイロットあるいは草地改良という形で進めていける場合があるわけではございますが、林地を貸し付け、三年経過すると所屬がえして農地として選択的拡大を進めることがその地域の農業構造改善ができるということ

で、農業構造改善事業を認定し進めていく上に構成する個人に貸し付ける、また所属がえする、そして売り払い、こういうふうなことになるうかと理解するわけでありますが、その農業構造改善事業の推進にあたっては、地域ごとと県とか国でチェックをするわけでございますので、個人が入る余地がない、こういうふうにも理解するわけですけれども、この計画そのものは国が認定して定める事業であるから、個人が自分の利益のために入る余地はない、こういうふうにも理解していいものか。黒い霧の問題等がいろいろうわさされるわけでございますので、この点も念を押してお聞きするわけですね。そういう問題が入る余地はない、こういうふうにも理解していいものか、さらに伺いをいたしておきます。

○松本(守)政府委員 そのとおりと考えております。農業構造改善を通じて草地にするとか農地にすると、そういうものを開発するということは、それぞれの事業によって適切な指導、運営が行なわれるものというふうに考えております。

○瀬野委員 それでは三条でもう一点。国有林野活用の相手方については、第三条一項一号の農業構造改善の場合には個人から市町村までを含めて大幅な活用を認めておられるわけですが、同項第二号の林業の場合には、農業協同組合、農事組合法人までを対象としながら市町村をその対象としていないわけでございますけれども、この点についてもこの機会に明らかにその理由をひとつお示しいただきたい。

○松本(守)政府委員 いま先生の御質問、第三条二号ということでございますが、三号ではございませんか。

○瀬野委員 三号でありますね。

○松本(守)政府委員 三号につきましてお答えをいたします。

林業構造の改善のための活用でございますが、いま林業構造改善事業をやっておりますが、これは市町村を相手にしております。個人の小規模経営である林業者の協業化、規模の拡大というも

の中心を置きまして林業の構造改善をやっておりますというところであります。これは市町村を対象には考えておられないわけでございます。この法律のねらいが市町村の財政規模を強化するとかいうことではないのでございまして、かつての国有林野整備臨時措置法とか町村合併促進法とかいった法律とは趣旨が違いますので、一応市町村はこれに入れていい。むしろ市町村は市町村有林というのを持っておろすかと思いますが、そういう場合に、この活用法案の精神からして市町村も国と同じように林業者の向上のためにその市町村有林その他何らかの方法で協力をすべきではないかというふうに考えておりますので、一応この第三条一項三号では市町村を考慮していません。

○瀬野委員 その点については一応了解いたしました。

三条の一項二号についてお尋ねいたしますが、二号においては「前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されていたものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用」としまして「当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの」とこのように規定されております。この場合の農林省令で定めるものという点について、原則的にはこのことは部分林設定で活用されるというところであらうと思うのですが、林業を営んでいる人がりっぱに経営してないといわゆる活用の適用をやらない、すなわちだれでもできるということではないということなのか、この場合社会的に保証がないといけけない。要するに社会的に認められないと活用ができません。現在林業家としてその土地をりっぱに経営している、こういった場合になるのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○松本(守)政府委員 第三条一項二号でございしますが、農林省令で定めるものの、このように考えているものも規定する見込みでございます。

○松本(守)政府委員 第三号でございしますが、農林省令で定めるものの、このように考えているものも規定する見込みでございます。

次の要件とは、一つ、当該譲渡にかかる農用地の造成の事業によって造成される農地をその人がもっぱら利用することとならないこと。でありますから、その人はその農用地造成の受益者ではないという場合でございます。

その二つは、当該譲渡によりその者の林業経営に支障が生ずることと認められること。でありますから、その人が林業経営に実際に有効に使っておる、造林もしておるということでありまして、ほとんど利用していないという場合にはこの条項の趣旨には該当しないと思います。

それから第三点、当該譲渡にかかる土地の所在する市町村またはその近接市町村内に所在する国有林野について活用を希望していること。その人がその近くの国有林で活用を希望しているというこの三つのすべてが満たされないと、この第二号の代替活用の適用はならないことになります。

○瀬野委員 そうしますと、たとえば山林原野とか薪炭林で放置している、あるいは草地でもっていわゆる放置したような状態に置いてあるような場合等はこれに該当しない、すなわち活用の対象にならない、こういうふうな理解でいいわけでございますか。

○松本(守)政府委員 その人がその土地を、一応地目は山林でありましてもほとんど経営のための努力をしてない、手回もかけておらないというような場合には該当いたしません。

○瀬野委員 そうしますと、このことは該当者としましては林業経営に支障を来たす小規模経営者といえますか、要するに一定面積を構造改善その他でとられる、そのかわりに自分は隣接の国有林野を活用させていただきたい、こういう場合に小規模の経営者でなければそれがもらえない、こういうふうな理解でいいものか、この点も明らかにしていただきたいと思います。

○松本(守)政府委員 そのとおりでございます。

大規模林業者、これはその土地をいかに有効に使っております、その土地が農業構造改善その他に使われる、そのために国有林をかわりにく

れといましてもこれを適用しないことで進めたいと思っております。一応小規模林業経営者ということにいたしましたと思っております。

○瀬野委員 大規模面積所有者は該当しない、小規模を対象とする、こういうふうに御答弁がありました。それで、小規模の該当者というのはこれはまたいろいろケース・バイ・ケースで違ってくると思いますが、どのくらいを予定しておるか。また大規模面積所有者についての基準はどういうふうな方向を検討されておるか。その点は省令で定めるということになるかと思うのですが、お考えを承っておきたい、こう思います。

○松本(守)政府委員 大規模、小規模林業経営者の境目といいますが、これは非常にむずかしい線引きでございますが、区分分けになると思っております。一応小規模林業経営者は何ヘクタール以下、大規模林業経営者は何ヘクタール以上ということを中心とした事例はございません。造林補助金は二百ヘクタール以上の者には補助をしないとか、いろいろそれぞれの補助事業につきまして大規模、小規模を規定しておる例はないではございませんが、この場合に何ヘクタール以下の者が該当するということは非常にむずかしいのでございます。しかし考え方として、その農林家の家族労働が主体になりまして林業経営をしておるというような場合には、そういうことで一応概念づけをいたしまして運営をさせていただきたいと思っております。

○瀬野委員 この点が問題になってくると思うのですが、線引きがなかなかむずかしい。造林補助の場合は二百ヘクタール以下が該当するといふようなことではいろいろ説明がございましたが、実際に家族労働等を考えて概念をきめるのか。実際問題としてどういうふうなきめ方をするのか。この点ひとつさらに明らかにしていただきたいと思います。

○松本(守)政府委員 そのとおりでございます。

○松本(守)政府委員 これは通達でもって現地に指導をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 通達で現地に指導したい、こういうことでございしますが、一片の通達で指導するということでは事足りるものかどうか。おそろくこういふたようなところで将来いろいろな問題が起きてくると思ひます。ある場所においては大規模面積所有者、これが活用の対象になった、こちらでは該当しなかったとか、小規模の面積の査定についても違つたといふようなことになりまふと、いわゆる公平、平等といふことが考えまふいろいろな問題が起きてくると思ひますが、その点何も心配は起きないものか。長官、その点はどうでしょうか。

○松本(守)政府委員 いま林地の所有構造といひますか、そういうものを一九七〇年センサスによつて見ましても、五ヘクタール以下の所有をしておる林家の数は全体の所有者のうちの九割近くを占めております。でありますので、大規模所有者は非常に少ないわけでありまふ。この活用を進めていきます場合には、そういう低いほうの層の人の林業経営に支障が起きるといふ場合には、この代替活用の条項を適用いたしまして、なるべく支障にならないように、その近くに国有林があれば、国有林の経営上支障のない限り何とか御協力をして差し上げたい、このように考えております。

○瀬野委員 そうすると、ケース・バイ・ケースで、問題が起きたときに諸般の条件を勘案してきめるといふようなことになるのか、そのように理解していいのか、その点さらにひとつ明らかにしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 非常にむずかしい御指摘でございます。全国、南は九州、北は北海道、林業経営の条件が違います。同じ一ヘクタールでも生産力が違うわけでありまふ。非常にむずかしいのでありますが、いままで林業構造改善で部分林を設定をいたしております。その部分林の設定をしておりまふ経験、実績からいたしまして、活用前、林業構造改善で部分林設定前の構成員一人当

たりが二・六一ヘクタールでありましたが、活用の結果——これは現行制度による活用という意味でございます、現行制度によつてやつております林業構造改善事業の結果では、一人当たり〇・六八ヘクタールの規模の拡大といふことになっております。国有林にも限度がございしますので、各一戸当たりに対して何町歩も何十町歩も差し上げてやれるだけの面積がございせん。でありますので、なるべく規模の小さい方に少しでも協力をして差し上げたいといふことで、その線を何ヘクタールに置かうかといふことは、その線はなかなかきめられないわけでありまふから、実行の過程を見まして、逐次そういう経験からしまして何ヘクタール以上はだめだとか、何ヘクタール以内の所有者に限つてこの活用を認めるとか、いずれそういう線は出てくるにしましても、いまそこでそれをきめろといふことは非常にむずかしい問題でございます。

○瀬野委員 いまいろいろ答弁いただきましたが、この法案が通過すれば、施行の日からこれを用いることになっておるわけでも、そういうことこの検討がまだはつきり煮詰まつていないといふふた答弁のようでありまふが、こういふことが問題だと私は思ひます。やはり局長とか営林署長とか、いろいろな方たちがおそろく現場ではいろいろ判断をするといふことになってくると思ひますが、従来もこういふことが無い露を生んだりいろいろしておる。ここでこれ以上詰めてみても、長官の御答弁を聞いていてもこれはただ平行線のような感じがします。どううかと思ひますが、こういふことについて、ある程度基準をはつきりするために省令等でこれをきまつたときめるといふようなことにはできないものか、その点どういふようすがさらにお伺いさせていたいただきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 基準を省令できめられないかという御指摘でございます。日本も南から北まで、それから海拔、気候によりまして林業経営の基礎的な条件が違つております。九州あたりで

すと、杉の経営をいたしますのに保続経営といひますか、一応林業経営として成り立つ規模はどれくらいか、北海道あたりのエゾマツ、トドマツあたりを経営する場合、どれくらいの規模の場合にはどれくらいの収入が見込めるのか、一応そういうものがなければいけません。それと、その地域によりまして非常に差があるといふことで、林業基本法のときにも、林業基本法をつくりまふ前の基本問題調査あたりでいろいろ議論をしたことがございす。その議論の過程でも、何ヘクタールを家族経営林業といふのかという議論をしたことがございす。その際にもそれを何ヘクタールときめかねた経験もございす。いまここで何ヘクタールという基準を省令できめると言われましてもなかなか問題がむずかしいので、これはなお統いてできるだけわかりやすい基準を出せるかどうか、検討はさせていただきますと思ひます。

○瀬野委員 先ほどからすぐにはきめられない、いまはむずかしい、また日本の長い伝統であるから地域についても差があるといふことを申されるのもよくわかりますけれども、こういふことがはつきりしなければ、せっかくの活用ができて、活用する側でも不安を感じ、その時点でいろいろと問題が起きる。そういふことがあつたとあつたと質問を続けていく段階で出てくるわけですから、局長によつて通達の解釈が違つて、署長たちも見解が違つて、署長がかわるたびにゆるめたり締めたりするといふ問題が起きて、申請が延びて結局中途で投げてしまふといふようないろいろな問題が過去にもあつたし、今回せっかく法案をつくつてもそういうことがいろいろ問題になってくるのではないか、かように思つて、この機会に明らかにしておきたいと思つて質問してゐるわけですが、そうすると省令できめるといふのはこの場合どんなことをきめられるのか。たとへばある農業構造改善地区がここにきまつた。Aという人が五十町歩山を持つていて、十町歩だけはどうしても構造改善事業にほしい、そこでAという人が構造改善事業のためならば十町歩を差し

上げる、しかし残りの四十町歩では林業経営または農業経営にとらひ合はなかな生活の維持ができない、したがつて隣接国有林野をまた十町歩活用させてくれ、こういうことも起きてくると思ひます。そういう場合には、小規模経営者が対象になるといふこととございすので、どの程度まではそれができるのかという一応の基準がないことには、この法案の活用については問題があると思ひます。そういう場合には、その辺のことでも省令できめられるわけにはいかないのか、その辺はどういふことになるのかお伺いをいたしたい。

○池田説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。全体の規模は、その地域地域によりましてかなり規模も変わつてまいりますので、いま長官から申し上げましたように、どのくらいの規模からどのくらいの規模に拡大することが適当かといふことは地域によつて違ふと思ひますが、林業経営の場合には、先ほど申し上げましたように、五ヘクタール未満の林家といふのが全体の九割を占めておりますが、しかし東北と関西では違ひますので、したがつて、その地域における平均的な農業経営規模あるいは林業経営規模といふようなものを考えまして、それと著しく懸隔のあるような形で大規模に代替活用が行なわれる結果規模が拡大されるといふようなことはやはり避くべきであらうかと考えております。

○瀬野委員 そうすると、自作農創設なんかでは、内地では三ヘクタール、北海道では幾ら、また西日本の九州では幾ら、こういふようなきめ方があるわけだ。林地と水田とはまた趣もずいぶん異なつてくることもよくわかるのですけれども、そういうことにはならぬのか。ただいままで答弁をいただいておりますが、一片の通達ではたして適正が期せられるかどうか。第一条の目的にも、円滑な、しかも適正な運用をはかる、こういふように書いてあるのだけれども、そういうことを矛盾すると思ひます。やはりこういふことをはつきりしないと、いろいろ反対が起きたりする

んじやないかと思うのです。くどいようですけれども、もう一度その点明らかにしていただきたいと思ひます。

○池田説明員 ただいま先生の御指摘になりました御心配はごもっともであると思ひます。私も、全く野放しで、全部通達に譲るというふうには考えていませんで、通達に譲るべき基礎になる部分につきましては、考え方につきましては、これはどこで何町歩というところを、数字で区切ることはむずかしいかと思ひますが、常識外のことができない程度に、多少抽象的な表現になるかもしれませんが、省令でその基礎になるべき分野をきめる程度のことはいたいというふうに考えております。

○瀬野委員 省令で、どのような方向できめるというふうなことにしてはきめるというふうな、わかつたようなわからぬようなことでございすが、これ以上これをまたやっていたのでは、あと四時間ばかり質問がありますので、これはちょっと消化し切れませんから、次の問題に移りますけれども、これはまた大臣がおいでになったときにこういつたことについてはいろいろただすことにして、留保しておきたいと思ひます。

次に、三条一項の三号についてお尋ねをいたします。

この中で、「林業構造の改善の計画的推進のため小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用」とありまして、ここにも「林業を営む個人で農林省令で定めるもの」ということがあります。それ以下は、具体的対象者がそれぞれ書いてありまして、農事組合法人あるいは「森林組合その他の小規模林業経営を行なう者が主たる構成員若しくは出資者となつていて農林省令で定めるもの」というふうになつております。このことに関連してお尋ねをするわけですが、この「林業を営む個人で農林省令で定めるもの」これは、言うまでもなく林業構造改善は農林大臣が認可してやるの

で、一口でいへば林業構造改善の対象者というところがこの規定の中にうたわれているわけでございますけれども、まず最初に「林業を営む個人で農林省令で定めるもの」これをひとつ明らかに示したいと思ひます。

○池田説明員 ここで申し上げます「林業を営む個人で農林省令で定めるもの」とございすのは、これは現在、林業構造改善事業の対象となつては森林組合あるいは小規模の林業経営者等が協業体をつくる場合等を考えておりました、当面この個人につきましては対象としては考えておりません。

○瀬野委員 ただいまの答弁で、省令では当面林業を営む個人は対象としてない、こういふふうに言われましたが、実際問題として個人は対象としていないのにここにうたつた理由を明らかにしていただきたい。

○池田説明員 この林業構造改善事業は、いわば経営の近代化の事業の対象として当面個人が林業経営の近代化の事業を行なうことを予定しておりません。したがって、ここでは当面対象にしないとして申し上げたわけですが、しかし、それではなぜ当面必要でないものを規定したかという御質問でございますが、これは農業上の利用につきましては農業を営む個人に対して活用を認めております。したがって、これとの均衡もございすし、それから将来的に考えて、一定の条件を満たす個人が出てきた場合に、林業構造改善事業がこれを必要として対象に取り上げるといふことになりまして場合の道を閉ざすことは困りますので、それらに備えて、その段階では省令をもつてそれを定めるというふうな弾力的にいたしたわけでございます。

○瀬野委員 それでは確認をしておきますが、農業構造改善事業に入つておるから均衡上これを入れたということですが、そのように理解していいですか。

○池田説明員 均衡上の問題と、それから当面この林業構造改善事業の林業経営の近代化事業の対

象として入っていないという現状、現在に入れておりませんけれども、将来の余力をこの省令の中で残した、したがって、そういう時期には入れることを考慮するというところでございす。

○瀬野委員 そうしますと、当面入っていない、しかし近代化事業の対象としてこれがなつてないから入っていないというふうな答弁でございす。したがって、将来は、ということが答弁の中にありましたが、そうしますと、いまはこれが入っていないけれども、将来はこれが発動されるということが考えられるということが明らかになつたわけだと思ひますが、将来道を開くためにこういつた「林業を営む個人で農林省令で定めるもの」ということを入れた、こういふふうには私はただいまの答弁を理解したわけですが、そうしますと、現在、当面予定してないというところで理解できるとしても、その当面が一年なのか五年なのか十年なのか、これはまたことしのうちに来るのか、これがまた実はわからないわけでございます。そうしますと、こういつたことが再び黒い霧事件の問題等になつていく可能性が起る、こういふふうに考えられる。そこで、絶対にこれはやらない、発動しない、こういふことは言い切れないのか、また、これを発動するとすれば、将来といつても、また当面といつてもいつごろを考へておられるのか、その点を重ねてお伺いしたいのです。

○池田説明員 当面この林業を営む個人につきましては省令を定めようという具体的なことは何も考へておりません。

○瀬野委員 質問の答弁に全然なつておりませんけれども、当面考へてないということですが、省令を定むるとこれが発動できる、こういふことになるのですか。

○池田説明員 先ほど申し上げましたように、現在林業政策の上で林業構造改善事業の対象として林業を営む個人を事業の対象にとらえておりません。したがって、そういう対象事業に入つておりませんものを省令だけできめるという必要もありませんし、いわれもありませんので考へておりま

せんというところを申し上げたわけでございます。

○瀬野委員 そこで林野庁長官にお尋ねしますが、それではこれは「林業を営む個人」というものをとつたらどうかということにも逆にいえるわけですね。修正をしてこれをとる。当面考へてない、ただいまの池田さんの答弁を聞いてみると、私が声を大にすると簡単な答弁のようですけれども、それでは逆にとつたらいいじゃないかという理屈にもなりかねないのですが、長官どうですか。そういう必要が起きたときにこれはまた考へるということにしたらどうかというふうな議論が成り立つわけですか。そこまで言わざるを得なくなりますか。

○松本(守)政府委員 いま池田説明員からも説明がございしましたが、これは第三条一項の第一号、農業活用の場合には個人的に規定がございす。農業活用の場合には個人的な道が開かれておるといふ均衡上もありまして、また将来はさういふこともあり得るといふことも考へまして、一応この規定はそのまま尊重していただきました。運用の面で当面林業政策上は個人の助成をいたしておりますが、造林補助金は個人の助成をいたしておりますが、林道にいたしましてはその他林業構造改善にいたしましては、協業という方向が当面この林業政策のバックボーンになつておりますので、さういふ面で運用をさしていただきたいと思ひます。

○瀬野委員 長官、いま答弁がありました、やはりさういつたことが実際問題になるわけですね。それで私もちょっと心配なので質問してみたのですが、簡単な八条にわたる法案でありますけれども、さういつたところがちょっとはつきりしてないように思ひます。長官も、均衡上ここに入れておる、将来あり得るから尊重していきたい、運用の面ではいろいろと対策を立てていきたい、さういふふうな答弁でございしましたけれども、この問題については、この法案が通過するとやはり省令によつていろいろきめていくことになりま

すので、いつこれがどうなるかわかりません。

そうすると、個人の活用についても対象になっていくというふうなことでいろいろとまた国民の疑惑を招くというふうなことになるか。せつかく黒い霧の幽霊め策として、また一歩前進としてこの法案が出されておる、皆さん方も言っておられるわけですが、肝心なところがいろいろ問題点があるわけではございません。いづれにしてもこの活用法案についていろいろとことがはつきりしないことには私は問題だと思ふのですが、それは当面、こういうことだけでも、いつごろまで当面というふうに理解できるのか、またこの五年なり十年なりは、こういったことは絶対にならないと断言できるのか、どういふ事態が起きてきたならばこういったことを考えるというふうに想定しておられるのか、もう少し何とか御答弁いただかないことには私もこれは納得できない、こういうふうに思ふわけですが、その点ひとつえらういふようにだけども、あわせてお示しいただきたい。

○松本(守)政府委員 いま御指摘重ねていただきましたが、林野庁といたしまして林業構造改善事業をすでに実施をしております。またその他労働力問題、各種の対策を実施しておりますが、いずれも協業化の方向がここの当分の林政の方向であらうと思ふます。こういう規定は「個人」という字句はございしますが、当面は、これを個人に対して林業活用を考へておらない、協業的な活用で生かしていただくということで御了承をいただきたいと思ふます。

○瀬野委員 長官といろいろ論議してまいりましたけれども、やはり何度お尋ねしても、当面はというところで協業化に重点を置いて、当面はということではないというふうなことの答弁であります。この点についてもいずれまた大臣への質問と留保してございします。その節さらに大臣にお伺いすることにして、次の問題に入つてまいりたいと思ふます。これらの問題がこの法案の大きな問題になると思ふますので、十分対処されて次の機会に御答弁をいただきたい、こういうふうに私は思ふます。

○松本(守)政府委員 いま御指摘重ねていただきましたが、林野庁といたしまして林業構造改善事業をすでに実施をしております。またその他労働力問題、各種の対策を実施しておりますが、いずれも協業化の方向がここの当分の林政の方向であらうと思ふます。こういう規定は「個人」という字句はございしますが、当面は、これを個人に対して林業活用を考へておらない、協業的な活用で生かしていただくということで御了承をいただきたいと思ふます。

今度は三条一項の四号の問題でございします。「国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住居を有する者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用」そうして「当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者若しくはこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつている団体で農林省令で定めるもの又は当該市町村」、このようにふうになつております。この中で、この四号は国有林野法の十八条の二号と五号の関係で部分林と採草のための供用林とを考へておるようには私は理解するのでありますが、この際、この四号を規定した理由について一応御説明をいただきたいと思ふます。

○松本(守)政府委員 この四号を規定いたしましたのは、国有林が明治の初めに発足をいたしました、その後入会い論争、いろいろなものがございしました。そういうものに対応いたしまして国有林が地元と一つの契約によつて部分林なり共用林野なりを設定してきた、地元の人たちの生活のために必要とする部分林あるいは放牧共用林野、薪炭共用林野というものを国有林と共用をしようというところに発足をいたしましたのが現在の制度でございまして、当然これはこの活用法案の制定を見る将来におきましても必要なことでございします。で、そういう経緯をもつて現行実施をされておりますものをここに織り込んだというのが趣旨でございします。

○瀬野委員 先ほど読み上げた最後のほうの「当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者」とありますが、この「採草を行なう者」この場合も個人であるのか、個人でないのか、この点長官どういふふうに見解をお持ちであるか、お伺いしたい。

○松本(守)政府委員 現行実施をされております共用林野、放牧採草共用林野、いずれもがこれは個人のものはございせん、共同で利用していただいておりますのであります。この法案で考へておられますのも、採草を行なう者でございまして、そういう表現がございしますが、それもそういう協業体を考へさせていただくつもりでございします。

個人のものではない、個人でない者である。そうすると現在の国有林野法にこれがあからういふふうなことに載せた、こういうことでございしますか。

○松本(守)政府委員 現行制度でもあるし、将来も必要である。将来の国有林と地元の関係、地元は国有林を活用していただくという姿勢をこの法案で出しておるわけでありまして、当然これを組み込んだ次第でございします。

○瀬野委員 三条一項の四号でもう一点聞いておきます。「当該造林及び保育」ということが書いてありますけれども、当該ということですが、これと聞きますけれども、この当該といふことは四号の中の二行目の「共同して行なう造林及び保育、云々と、こういったことに当たるのか。当たると、こう思つておるのですけれども、その点ひとつ事務的な問題のようですけれども、お伺いしておきたいと思ふます。

○池田説明員 次は、三条の五号の問題に入りたいと思ふます。五号では「国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に関するもの」の用に供することを目的とする国有林野の活用」「当該事業を行なう者」となつておりますが、そこでこの「公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に関するもの」の用に供することを目的とする国有林野の活用」とあります中で、「公用」とはどんなものを考へておられるか、ひとつはつきりここでお示しをいただきたい、かように思ふます。

○池田説明員 公用とは、国または地方公共団体、都道府県でございしますが、あるいは市町村が国または都道府県、市町村の事務あるいは事業あるいはその職員の住居というふうなものの用に供する、そういうものが代表的な公用でございします。その用に供せられておる例をいたしましては、たとえば役所の庁舎とかあるいは公務員宿舎とか学校、公民館、公立病院といったようなものがあげられると思ふます。

○瀬野委員 それでは「公共用」とはどういふことをさしますか。

○池田説明員 公共用は国とか府県、市町村あるいは水害のための予防組合などが設置されておる場合、そういう組合あるいは土地改良区、その他の団体でございまして、それらが公共事業を主たる目的として設立された、そういうような組合が直接公共の用に供するところをさしておる。つまり、その用に供せられておる例をいたしましては、公園、道路、ダムといったようなものが代表的なものかと思ふます。

○瀬野委員 それじゃもう一点「公益事業」にはどういふものを考へておられるかお示しいただきたい。

題が起きる。俗に言う黒い霧が発生するというよりなおそれがあるとすれば、こういったところにもかなり懸念が持たれるというふうに思うわけですね。この公共用というのはダムの建設の場合などを考えますと、ダム建設に名をかりて大規模山林のいわれる掘き、ボーリング、あるいはダム、道路のつけかえ、道路だとか、こういったものが工事が行なわれることは当然でございますが、そういうことで大面積の山林を活用して、もちろんこの場合は建設省側になります。そういつたところからいろいろと審議会を上げてきまして、林政審議会等でも建設省からダムが必要だといつて上がってきたんだからといって林政審議会でもまたこれを審議する。建設省が通ったんだからというところで、林政審議会もスムーズに通るといふようなことで、案外安易に通っていく可能性はある。そうした形で、実際はダムその他の施設の用地に使わずに、残ったものをいろいろと別なものに使うという懸念が多分に持たれてくるわけですね。現在もそういった懸念のところはあるわけですね。そういったところの心配が行なわれてくるのですが、そういったことについてはどのようにチェックされるか、また長官はこれに対しては、絶対こういつたことで今後問題を起こさないといふふうに、ひとつ確固たる信念のもとに対処していくか、ひとつ決意をあらわしてお伺いしたい。

○松本(守)政府委員 ダムその他の場合の事例につきまして、先生から御指摘がありました。林野庁といたしまして、そういった事例が出た場合においては、その事業計画、事業の設計その他を出していただきまして審査いたします。場合によっては、これは官林局に設置をしております。国有林野管理審議会というものもございます。そういったところの意見を聞く方法もございます。そういった計画以外の、目的以外のねらいでもって出してくるものは厳重にチェックをいたしまして、そういったことのないように努力をいたしたいと思っております。

○瀬野委員 まあ長官はそういうことのないように

にチェックしていくとおっしゃいますけれども、長官も永久に長官の座におられるわけでもないわけですが、こういった問題についても、これはほんとうにこういつたところに問題の可能性がりますから、将来こういつたことが起きないために、私はあえてこういつた問題を取り上げてこの席ではつきりとおきたいと思つて質問したわけでございますが、十分にひとつ国有林野管理審議会あるいは林野庁としての審査等もなされて今後対処していただきたい、かように思います。

午前中の予定としてもう少し時間がございまして、三条一項の六号、これで三条関係は終わりますから、以下は午後には質問するとして、三条一項の六号についてお尋ねをいたします。

一号から五号までは、要するに貸し付け、使用許可、売り払い、譲与建設省に対する所管がえ、こういったものについてのいろいろと規定がございまして、それ以外のものがこの六号でいろいろと規定されております。その中で山村振興法というものがございまして、その中で山村振興法とすこの六号の中で山村振興法でございまして、地域でございまして活用させる、こういったことであらうと思つたのですが、その点ひとつ最初に明らかにしていただきたいと思つた。

○松本(守)政府委員 そのとおりでございます。

○瀬野委員 この山村振興法に基づいていろいろ考えられることは、託児所をつくるとかあるいは観光事業としてスキーのリフトなどをつくるというふうなことも考えられるのか、これらが入るのか、お伺いします。

○池田説明員 先ほど先生から御質問のございました山村振興計画に基づくものならばすべて入るのかというふうには私は聞きませんでした。もしそうであれば長官の申し上げた答弁のとおりでございますが、そうでありますと、山村振興計画に入りますればすべて無条件にこの対象になるというふうには考えておりません。むしろ山村振興計画に入つております場合には、地域の振興への寄与というのは非常に深いわけでございますから、

できる限りその活用を認める方向で考えてまいりますけれども、国有財産の管理処分を適正に確保していかなければならないという面もございまして、事業主体とかあるいは用途というものの適格性を十分に判断してきめていくということが基本でございます。それから、いまの託児所の問題は、そういう形のもものは当然その対象として入ってくることになろうかと思つた。

○瀬野委員 無条件では入らないということ、大体どのようなものが入らないように検討を進めておられるか、その点ひとつ明らかにしていただきたい。

○池田説明員 山村振興計画に入つてまいりますものは、先ほど申し上げましたような大部分は、この地域への寄与という点から見ると当然入るものが多からうと思つたわけですが、交通あるいは通信施設とか産業基盤とかあるいは社会生活環境とかいろいろいろいろな多岐に分かれた施設がございまして、したがつてたとえば公民館とか診療所とか村役場とか児童遊園地とかいったものは当然入ってくるわけでございますが、たとえば観光ホテルのごときがかりに建つた場合、それが一体町営である場合に無条件でいいのかどうか、多少ボーダーラインで考えなければならぬような問題も出てくるというふうに私も考えておるのでございます。

○瀬野委員 一応わかりましたが、それでは現在農村地域工業導入促進法案が提案されておりますが、これらの問題の該当するものはこれに含まれる、こういったふうには理解してよいのか。

○池田説明員 いま慎重に検討中でございまして、できますればその地域に対する全体的な影響度、寄与度というふうなものを考えながら前向きで検討してみたいというふうに考えております。

○瀬野委員 いまの件について長官はどういうお考えでございますか。

○松本(守)政府委員 その方向で、前向きで検討させていただきます。

○瀬野委員 それでは、その中でこの対象者として「農事組合法人、農業協同組合、森林組合、地方公共団体その他農林省令で定める者」とここにまたあるわけですが、何しろ農林省令で定める者がたくさんあつて、この場合の「農林省令で定める者」というのはいかなる者を考えておられるか。これまたこの機会にひとつ明らかに御答弁をいただいております。

○池田説明員 ここで考えております「その他農林省令で定める者」というのは、土地改良区あるいは農業協同組合以外の農業生産法人あるいは中小企業協同組合、漁業協同組合といったようなものを頭に描いております。

○瀬野委員 その点はわかりました。その三条二項に「当該国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考慮し、かつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならぬ」と書いてありますが、この「住民の意見を尊重」というのはなかなか意味の深いことでありまして、住民の意向を尊重するということ、林野庁としてはどういう精神でこれを考えておられるか、まずこれから明らかにしていただきたい。

○池田説明員 申し上げますまでもなく、この国有林野は地元の住民と密接な相互関係がございまして、またその活用は、その地元の住民の福祉の向上に役立つというものでなければならぬということも申し上げるまでもないわけでございます。

したがつて活用にあたりましては、その活用を直接参加する希望者だけでなく、地元の住民も大体その活用について異論がないのだというふうな賛意を得ることが必要であらうという、一種のコンセンサスを得ることが必要であらうというふうに考えております。したがつて、その地元の住民の意向が十分に反映されるような方式をこころとらうとしたこととございまして、そうかといつて、これで公聴会を開くといったような形式的なことをこころは考えておるわけではございません。で、住民の意向の聞き方といたしましては、市町村、農業協同組合等の事業計画の説明などを通じ

て聞き取ったり、あるいは直接事業の参加者からその意見を聞くといったことや、さらに県の知事とかあるいは市町村長の意見を聞くとか、幾つかの常識的な方法があろうと思われまして、そういう方法をとっていったらというふうに考えております。

○瀬野委員 それではその具体的な手続はどういうふうな手続をするのか、明らかにしていただきたい。

○池田説明員 ただいま申し上げましたように、たとえば地元の農業協同組合の総会、総代会その他の定期的な機会とか、あるいは町村長に適宜事前に意見を聞くとか、知事に適宜意見を聞くとかいうようなことを現在はお考へております。

○瀬野委員 三条関係まで、これで質問を終わらせて、ちょうど十二時半で約束の時間になりましたので、第四条以降は午後質問をさせていただきます。午前の質問はこれで終わります。

○小沢(辰)委員長代理 午後一時三十分より再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十四分開議
○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き質問を続行いたします。
瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 国有林野の活用に関する法律案について午前中に引き続き質問をいたします。

大臣が参議院の予算委員会の関係で午前中の最初と、また午後当初見えました。質問の途中で断片的にいろいろお伺いしてもなかなか質問の順序がございまして、いづれまとめて次の機会にでもお伺いすることにしますが、せっかくと若干の時間おられるようでございますので、冒頭大臣に一点お伺いをいたしたいと思います。

実は、午前中の質疑の中で三条一項の二号と三条一項の三号、これがかなり問題となりました。いろいろ関係当局から答弁をいただきましたが、この問題をいきなり申しまして結論が出ないかと思ひますので、いろいろ検討願うことにして、いづれ大臣からまた御答弁いただくというふうに午前中にいたしましたわけでございます。この点については、さらに政府としてもひとつ御検討いただいで、納得のいく御答弁を次の機会にお願いしたいと思います。

そこで、午後の質問に入る前に、午前中いろいろ議論をいたしました。今回の活用法案が提案されてから数年を経過しております。その間たくさんの方が陳情に見えまして、活用法案についてのいろいろなお願いがなされたわけでございます。そこで実は、特に東北六県あるいは北海道など、その中でも青森県等では昨年の付近まで国有林がきていたというところで、たいへん国有林の活用の強い要請があるわけなんです。どちらかといえば東北六県、北海道等が国有林のウェイトを占めている事が多いわけでございます。また偏在している点も問題点があるわけでございます。これらは後ほど逐次質問をして詰めてまいりますけれども、午前中の質問の段階からいろいろ見てまいりまして、青森県はじめこれらの県の方たちが陳情しておられるのを聞いてまいりますと、いわゆる水田の近くまで国有林がきていて、こういうたものに対しての活用またはこういったことについて要望がとて強い。それでわれわれが聞いておりますと、今度の活用法案が通ればそういう水田の周辺あるいは軒先までできているような国有林野は希望をすれば希望の面積が払い下げられるような気持ちでおられるようにも聞けるようなお話がしばしばございました。

そこで耕地庇陰林について、現行制度では経営計画編成段階で除地として林業経営対象外地にしておられるようでございますが、こういう問題につきまして、政府としては地上立木を撤去して耕地のじゃまにならぬように、また耕作のじゃまにならぬような手を打っておられる。すなわち枝打ちをするとかあるいは畦畔に差し加つて庇陰林としていろいろ水田耕作上問題がある、こういう場合は一定の幅を代採して裸地としてこれを処置するということでも処置をしておられるようであります。今回の法案がかりに成立しましたら、おそれる陳情に見える方たちが望んでおられるような軒先の国有林あるいは畦畔に庇陰林として影響のあるこういった山については、希望すればこれが活用できるまたは払い下げてもらえる、こういうようなことにはまいらぬように思ひますので、こゝろが、こゝろのことについてたいへんな要望、陳情またはこゝろのことを含めましていろいろと請願等もあつておりますので、大臣ひとつお答えをいただきたい、かように思ひます。

○松本(守)政府委員 大臣の先に説明をさせていただきますが、それは水田、畑に接して国有林があるという場合に、その農耕に支障があるという場合には、必要な場合にはそれを庇陰林ですか、森林施業上は除地として取り扱って、林木を仕立てないか、その部分だけ希望によつては貸し付けをする、いづれかの方法によつて、農耕に支障のないようにいたしております。

○瀬野委員 そういったものに対して申請があれば、個人で貸し付けを受けることはできるので、松本(守)政府委員 大体、国有林の中へはまり込んだ農耕地で、農耕上支障があるという場合には、その部分も含めて貸し付けをしておるのが例でございますが、現在そういう場合に、貸し付けをしてない場合には、あらためて貸し付けをするというのとは可能であらうと思ひます。

○瀬野委員 国有林野の中にある場合というふうな、いま限定されたような答弁でございますが、さつきから申上げましたように、東北等では、特に青森県等では、軒先あるいは水田の畦畔に国有林ができていて、こゝろのこと、そういう希望が強いわけなんです。そういう場合も含めて、そのように貸し付けをする、こゝろのこと

に明確に理解してよろしいですか。
○松本(守)政府委員 国有林と民有地が接しておるところ、そこに水田がある。その国有林の木がじゃまになるという場合には、いま申し上げました施業除地といたしまして、材木を仕立てないやり方でいくか、希望があれば、その部分を貸し付けてもよろしいということでも扱っております。

○瀬野委員 この点はえらい平凡な質問のようでありますけれども、たいへん深刻な問題でありますので、極端な例を申し上げますと、東北の各農家の方たちは、こゝろの問題についていろいろと長年深刻に悩んでおられます。かりに全部が全部こゝろのものを要望されるということではございせん。すでに庇陰林としていろいろ問題のあつたところは、ある程度の幅を切つたりあるいは裸地としておくとか、あるいは除地として施業しないというふうなことが行なわれておることにも承知しておりますが、相当数があるわけなんです。かりにそれらの申請の申し出があれば、調査をして、直ちにいま言ったように貸し付けを行なう、こゝろのようないまの処置をされるのか、そして貸し付けをして三年の経過を見て、またこれを譲渡するといふようなことにもなるのか、この辺ひとつもう一度はつきりした御答弁をいただきたい。

○松本(守)政府委員 そういふ申請があれば、その案件につきまして、営林署、営林局で十分その要望に沿つて検討させていただきます。このように存じます。ただ、その部分を売つてくれという場合もあろうかと思ひますが、その場合にはその方向に沿つて検討する必要があると思ひますが、いづれにしても、そういう部分は木を仕立てない、農耕もしないということでございますので、むしろ売り払ひよりも貸し付けなり国有林で施業除地として何も育てない、仕立てないというふうにしたほうが農耕者のためにはなるのではないかとと思ひます。

○瀬野委員 ちょっと最後の御答弁が、除地としたほうが農耕者のためになるのではないか、こゝろの含みのある答弁でございますが、午前中、三

条の一項の一号の中でいろいろ質問してまいった段階で、また蒸し返すことになるけれども、「農業を営む個人」こういつたことではいろいろ論議してまいったわけでございますけれども、この場合はいわゆる農業構造改善という一つの目的のもとに農業を進めていく、こういつたときに当たるわけです、そういった場合には該当しないようにもさつき理解したのですが、それでは、そういった個人に對してもまた貸し付ける、こういつたことになれば、小規模面積の者あるいは大面積所有者には該当しないということも三条でいろいろ論議してきましたが、そういうことで小規模面積の林業経営者に對して貸し付けをする、こういつたことに理解してよろしいですか。その点また念を押しておきます。

○松本(守)政府委員 活用法案の中には農業構造改善事業の用に供する場合というのがございまして、国有林を利用いたしまして農耕しておるという者の従来の貸し付け実績が全国で二千四百五十二ヘクタールございまして、それは別に構造改善事業ということでもなくとも、個々のケースに応じまして貸し付けをしておるということでございます。

○瀬野委員 ただいまの答弁で若干漏れていますが、そういう場合はやはり小面積経営者、大規模の場合は入らないということになるのですか。その点答弁が漏れていますが、その点もあわせてお伺いしたい。

○松本(守)政府委員 農業用の活用の場合、貸し付けの場合につきましては貸し付けをしておるところの庇陰林、庇陰になつて農耕ができない、生産が上らないという場合につきましては、いま御答弁申し上げましたが、今後ともその方向で進めていくつもりでございます。いま先生、林業者のためにという御質問がございましたが、ちょっと聞き漏らしましたので、おそれ入ります、もう一度お願いしたいと思ひます。

○瀬野委員 兼業農家等がほとんど多いわけでございますので、林業と農業を一緒にやっています。

そういった場合に、庇陰林になるのでそこをひとつ個人的に払い下げていただいて、水田に陰を及ぼすところは自分で伐採するなり、また若干は林木を残していろいろと林業経営をしていくとか、そういう要望があった場合に、その辺の若干の面積を貸し付けていただく、将来は譲渡してもらおうというふうなことが起きてくる、こういつたことなすけれども、そういう場合に、小面積の林業経営者ということでもやるのか、大面積等も考えておられるのか。午前中論議したことでありましてけれども、その点もう一回はっきりと御答弁いただきたい、こういつたわけでは。

○松本(守)政府委員 それに要望されておりますものが林業的に使つたという場合には第三条の一項の第三号になるわけで、原則として部分林で、しかもそれは個人活用しない、共同活用という原則でありますが、その耕地に接しておる部分の耕作者が庇陰になるからそれを林業的に活用したいというところは、おそらく実例として考えられないと思ひます。林業経営をしては耕作者にじやまになるのでありますから、林木を仕立てないで、庇陰にならないようにという要望であらうと思ひます。その場合に、国有林としては木を仕立てないという考え方と、それから必要によつてはそれをお貸しをする。その耕作者がその土地を借りて耕作もしないと思ひますが、林業経営もしない。ただ庇陰を除くための措置でありますから、そういうことで十分要望に沿つていけるのではないかと、このように考えております。

○瀬野委員 それでは念を押しておきますが、農業者が、水田の畦畔等あるいは軒先に來ている国有林であつて庇陰林となつて困つていられるという場合には、それに必要な面積をいわゆる貸し付けるということと、それからさらに林業として経営するということになれば、部分林としてはこれは行なう場合があるが、そういった意味では貸し付けはしない、こういつたふうに理解していいわけですか。

○松本(守)政府委員 その隣接の農耕者が、国有林で林業経営をするところの庇陰になるからそれは困る、自分で林業経営をするなら庇陰にならないのだということにはならないと思ひますし、いづれにしても、その農耕に支障のないような貸し付けなり、それから国有林の立場からの措置というその両面で、いま運用で考えております。

○瀬野委員 それでは四条の問題に入つてまいります。

第四条「農林大臣は、前条第一項の規定による国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表しなければならぬ。」このように規定されておりますが、「実施に関する基本的事項」と「公表」ということ、これらの義務づけについて、ひとつ明らかに御説明いたしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 「基本的事項」の内容いかんというところでございまして、国有林野の活用に関する「基本的事項」につきましては、その一つが活用の推進のための方針、それから活用適地の選定方法、その他の活用の実施に関する基本的事項、その三つに区分をいたしまして、第一の活用の推進のための方針においては、今後国有林野の活用にあつたての國の基本的な考え方、第三条第一項の各活用ごとの活用方式、売り払い代金の延納の方針等について記述をすることにいたしております。

第二の活用適地の選定方法におきましては、活用の申し出の方法、活用適地の選定基準、活用決定のための調査、国有林野管理審議会等の意見聴取等を明らかにいたします。

第三のその他の活用の実施に関する基本的事項においては、活用関係事務の迅速化、立木の処理等、活用の円滑な実施を確保するための事項と、用途指定及び買戻しの特約等、活用の適正な実施を確保するための事項について明確にすることを考えております。

○瀬野委員 「実施に関する基本的事項」と「公表」について明確に御答弁ありましたが、買戻しの特約の中で使用目的が不履行となつた場合等についてはどういふことになるのですか。

○松本(守)政府委員 買戻し権を発動する場合に具体的にはどうするかという御質問でございますが、買戻し権は次の場合に行使することになつております。

一、活用を受けた者が、その国有林野を指定された期日までに指定された用途に供さなかつたとき。二、活用を受けた者が、その国有林野を一たん指定された用途に供した後、指定された期間内にその用途に供することをやめたとき、他用途に転用したときといたしましてございまして、ただし、そのような事態が、その土地が土地収用法によつて収用されたこと等により生じた場合には、買戻し権の行使はいたさないことにいたしております。

○瀬野委員 ただいまの問題に関連して、国有林野活用の基本的事項の決定、公表についてでありまして、この公表について、従来活用の方針等が周知徹底を欠いて積極的に活用が進まなかつたという例もあつたわけでございます。これはどのような形で公表されて、下部機関への周知徹底がはかられるのか。また官報とか官林局の掲示だけでは十分じゃないと私は思ひますが、こういつたことについて具体的な措置をこの機会に明らかにしておいていただきたい。と申しますのは、国民に広く、ひとしく、正しく知らしめるということがやはり大事であり、知つていられる人は活用できるが、知らない人はできないというふうなことがあつてはならぬと思ひます。こういつたことを踏まえてさらに明確にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○松本(守)政府委員 活用法の公布後、可及的すみやかに基本事項を決定いたしましたので、広くこれを国民に公示いたします。あわせて各官林局において縦覧に供するということもございまして、またこうしたところの周知徹底につきましては、細部にわたる実施運用通達を下部機関に対し行ないまして、また各官林局ごとにはブロック会議を

開いて、こういう法が新しく制定をされたからという事で周知徹底につとめたい、このように考えております。

○瀬野委員 五条の問題に入りますが、「国有林野の活用」の適正な実施」が第五条でいろいろと規定されております。この五条の二項の中に、「買戻しの期間を当該売払いの日から十年を経過する日までの期間とする買戻しの特約をつけないければならない」となっております。これもあわせてお聞きしておきますが、「買戻しの特約をつけないければならない」ということを具体的には実際にどういうふうにかえておられるのか、検討しておられるのか、この機会に具体的にひとつお示しいただきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 用途指定につきましては、当該活用の態様によりましてそれぞれ異なりますが、訴訟等の紛争が生じても明確にその把握が出来るように、できる限り具体的に示すことにはいたしております。用途に供する指定期日、これはいつからということ、財産引き渡しの日から二年をこえない範囲内において相手方の事業計画等から適当と認められる期間にその用途に供しないという指定のしかた、また指定期間については、活用方式の区分に応じましてその指定期日から起算をして次の期間とすることをいま考えております。その一つは、売り払い、譲与及び交換の場合は十年、貸し付けの場合は貸し付け期間、なお代金につきまして延納が認められる場合は、延納期限が十年をこえるときは当該延納期限までの期間を指定期間として扱いたいと思ひます。

○瀬野委員 それでは、三項の中に土地収用法の規定があるので、その中で、「土地が収用された場合その他農林省令で定める場合を除く」とありますが、この「農林省令で定める場合を除く」ということは、いかなる場合を想定されるのか。

○松本(守)政府委員 お答えいたします。買い受け人の相続人が当該買い受け人が供する

ものとして指定された用途に供する場合、及び土地収用法等によつてその土地が使用される場合等を規定する見込みでございます。

○瀬野委員 なおその最後に、二号に「指定された用途に供された後指定された期間内にその用途が廃止されたとき」ということが規定されておりますけれども、これはだれがどのようにして認定するのか、この辺もひとつ明らかに見解を承りたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 これは認定をいたしますのは営林局長でございますが、その方法として、そういった貸し付けなり売り払いなり、交換なりいたしましたものにつきまして台帳をつくりまして、一年に一本はそれを営林署の職員がチェックをするとか、その相手方に対してその使用状況につきまして報告の義務を負わせる、そういったことを考えております。

○瀬野委員 五条、六条にも関係あることでございますが、国有林野の活用について適正な実施という事で、従来国有林野の売り払いにあたりまして売り払い後の処置が適正に把握できないことなどから多くの問題が提起されてきていることは事実であります。この対策として、第六十一国会において特に修正が行なわれて、本法案に吸収規定されたわけでございますけれども、用途指定、買い戻しの特約の義務づけによつて、従来起こっておつたような多くの問題が防止できると林野庁長官は考えておられるか、その点ひとつこの辺で御答弁を承つておきたい。いろいろ午前中から論議してきましたけれども、明確なる見解をひとつ述べていただきたいと思います。

○松本(守)政府委員 昭和四十二年にたゞいま御答弁申し上げましたようなことにつきまして指導通達を出しております。これは四十二年でございまして、その以降はそういった不適正な事例は起こっておりませんが、なおこれをもって完全だといふことはなかなかできない場合もございまして、つとめてこういった通達の方針に沿ひまして、より一そうそういう用途に供されないようにな

ことがないように、防止するために営林局長を督促をいたしたいと思ひます。

○瀬野委員 長官の答弁だと、要するに国有林野管理審議会が出来る以前の問題であつて、それ以後は問題が起きていない、こういうふうな理解でいいわけですか。

○松本(守)政府委員 管理審議会は昭和三十九年にできておりますが、指導通達は四十二年にきわめて厳格にしております。その後そういう事例は起きておらないというふうに理解をいたしてしております。

○瀬野委員 そこで今度は逆な面でありましてけれども、このようになつてまいりますと、反面、あまりきびしい条件を付して該当者の国有林野活用の意欲をそぐ、こういうふうなこともまた活用側からはいろいろ懸念されておる問題があるように見受けられます。これらの点についてはどのような見解をお持ちであるか、あわせてお伺いをしておきます。

○松本(守)政府委員 確かに、あまり手続その他を厳格にいたしますと、それを審査をいたしまして決定をするまでの日時がかかるというくらいはなないわけではございませんが、そういった御要望に沿ひましておくれないうちに迅速に処理をする。この迅速に処理をするということもいま基本的な事項でその方法を規定することにしたしております。

○瀬野委員 迅速に処理する、その方法について基本的なことを考えておるとおっしゃいますが、それはどういふふうなことで示されるわけですか。その点もあわせてお伺いします。

○松本(守)政府委員 迅速に扱うことを基本的事項の中で定めるわけでありまして、手続、現地調査、農政局との連絡、県との連絡というものがいろいろございまして、そういうものをおくれないうちに、できるだけすみやかに取り運ぶということを一種の訓示規定になるかもしませんが、そういうことで規定をしながら、実際には運用の面でも十分注意をして指導をいたすつもりでございます。

○瀬野委員 この点についてはまたあとで若干の論議をしますが、訓示規定にならうかと思ひますが、この点でございまして、これらがたいへん重大な問題になつておるわけですか。

順序として第六条についてお伺いをいたしますが、「国有林野の活用を受けた者の義務」として第六条に「第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用の目的に従つて、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない」というふうな規定に努めなければならない。この「利用の増進」ということについて、かりに病氣だとか事故だとかいふことでせつかく活用したものがその目的がなかなか達成できないというふうな事例も起きてくると思ひます。むしろこの法案の精神からいへば、活用を受けた者は当然りっぱに林業経営、またそれらの使用目的に沿う事業をしていくということが義務づけられておるわけでございますが、そういった病氣あるいは事故等、不慮の災害等にあつた場合等にどうしてもそれが十分に管理ができないというふうなことが起きてきた場合、この点の認定というふうなことにについてはどのようにお考えであるか、明らかにしていただきたい。

○松本(守)政府委員 第六条は、それを利用することになる人のための義務規定でございます。国有財産という貴重なものを活用していただくことになるわけでありまして、当然活用の方針であります。国土の高度利用の観点から、土地の生産性の向上等につとめていただく必要があることである。その場合に、個人的な理由によつてある期間内に活用に使われなかった、病氣その他特別なやむを得ない事情がある場合には、そのケース・バイ・ケースによつてそれを審査して認めるというようにしてあります。

○瀬野委員 ケース・バイ・ケースで認める、それは実際には営林署の署長等がその認定に当たると思ひますが、その点も明らかにしてくださ

い。

○松本(守)政府委員 一応その取り扱いについては營林署の署長でございしますが、最終的には營林局長の承認を得て營林署長が認めるということを取り扱いたいと思ひます。

○瀬野委員 国有林野の活用を受けた者は、一応いまだ議論してまいりましたように義務を六条で課せられることになっておるわけでございますが、この活用が適正に行なわれるように政府はどのような施策を準備しておるのか。この点についても明らかに御見解を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員 国有林野の活用を行なう部分林とか貸付地、共用林野、そういう場合にはその契約条項で適切な利用を確保するために用途指定等の義務を課します。これに違反する場合には契約解除を行なう。それからまた、交換とか売り払い等の所有権が相手に移る場合、その場合にはその契約で活用用途に供すべき旨の用途指定を付します。それに違反をいたした場合には買戻しができるよう買戻しの特約をいたします。そのような適正な措置をとることにいたしてあります。

○瀬野委員 適正な処置をとる、こういうことですけれども、これもやはり營林署長あたりがこういう問題については現地調査をした上で査定をする、こういうようなことにならうと思ひますけれども、活用側のほうからいへば、こういうことがやはり不安になつてくるわけですが、營林署長が交代をしたり、また署長いかによつてはきびしかったりゆるんだりするといふようなこともございしますので、この点はひとつよく指導をしていただくといふふうに要望するわけでございます。

次に、七条の問題に入りますが、七条は「延納の特約」が規定されておるわけですが、この七条の中で、最後のほうに「確実な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができ、このうち規定されておるものが、確実な担保を徴し」とありますが、この担保についてはどの程度のものを考えておられるか。これま

たひとつ明らかにしていただきたい。

○松本(守)政府委員 本条により延納の担保といたしましては、普通財産取扱規則、これは大蔵省の訓令でございしますが、それに準じて考えまして、そのためには売り払いにかかる土地及び保証人による保証もよいこととしております。零細な農民が担保の關係だけで本条の利益を享受できないといふような事態は生じないように考えております。

○瀬野委員 そこで「利息を附し」と、こうありますが、この利息はどのくらいを想定しておられるか。もちろん大蔵省等ときめることにならうと思ひますが、どういふお考えであるか。これもあわせて明らかにしていただきたい、かように思ひます。

○松本(守)政府委員 たいへん恐縮ですが、いま聞き漏らしましたので、もう一度お願いをいたします。恐縮でございます。

○瀬野委員 ただいまの第七条の最後のほうで、「利息を附し」ということで利息を取ることになつてゐることは御承知のとおりであります。この利息はどのくらいを考慮しておられるか。大蔵省等の折衝等もあろうか、こう思ひますが、現在いろいろ検討されておるかとも思ひますが、一応お伺ひしておきたい、かようなわけでございします。

○松本(守)政府委員 延納の利率につきましても、国有財産法、国有財産特別措置法、その他の法令によりまして、延納した場合における延納利率を参考にいたしまして国有財産管理の適正を確保する、かつ、本条の趣旨に沿うよう現在検討中でございます。

○瀬野委員 現在検討中ということですが、しばしば検討が出てくるわけですが、長官は大體どのくらいを見ておられますか。それも発表できませんか。

○松本(守)政府委員 ほかの事例を見てみますと、農地法による売り渡し対価の延納、これは三十年以内でございしますが、五分五厘になつております。それから農地等取得資金、未墾地取得資

金、これは三分五厘、それから林地の取得資金は三分五厘、国有財産法によりまして第三十一条による延納、これは地方公共団体等で非営利の場合には六分五厘、その他の場合には七分五厘、また国有財産特別措置法第十一条による延納は、非営利が六分五厘、その他が七分五厘、そういう例がございしますので、それらを勘案いたしまして大蔵省と協議をしながらきめてまいりたい、このように思ひます。

○瀬野委員 今度の活用法案を見まして、従来国有林野の活用についてはかなり金額が張つてくるというところから、しばしばかなり国民の批判を受けたような事例等もありまして、どうしても大面積の所有者に所有力があるために流れていくというところにもなりかねない。今回二十五年の延納を認めたといふことについては、小面積所有者になつてもいふゆる山林が手に入るというやうなことになるわけで、この点についてはかなりうかがひたいわけでございますが、利率が高いといふことになるとまたそこに問題が起きてくる。大蔵省との折衝を続けておられ、検討中であるといふことであると思いますが、林業の特殊性からいふゆる長期の経営といふことでございしますので、ひとつこの利率については十分安い利率に検討されるように要望いたします。次第でございします。

次に、第八条の問題についてひとつお伺ひいたします。

第八条には「収入の使途」といふことがうたわれております。これは申すまでもなく、六十一國會で修正案が出されて挿入されておるわけでありまして、第三項第一項の規定による国有林野の活用により行なう国有林野の交換、売払い、所管換又は所屬替による収入は、予算で定めるところにより、次の各号に掲げる経費の財源に充てられるものとする」といふことで四項目がうたわれております。

まず一点は、このことにつきまして第二条において国有林野の「定義」といふものがうたわれておりまして、この第二条の中には「法令の規定に

基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき部分林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう」とこには九つの項目があげられて、第二条に定義づけられておるわけでございますけれども、この中で私がお尋ねしたいことは、第八条から見ますと、要するに「交換、売払い、所管換又は所屬替による収入」といふことで四つがあげられております。そうしますと、結局貸し付けとか使用をさせた場合、あるいは、もしくは譲与または国有林野につき部分林契約もしくは共用林野契約を締結するといふ分については該当してないけれども、この辺の見解をまず承りたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 第二条に定義がございします。ここには先生おっしゃいますように、貸し付け、使用その他規定してございしますが、第八条はそのうち交換、売払い、所管換、所屬替それだけにによる収入について規定をいたしております。第二条にありますが貸し付けとか使用といふものは、その土地そのものは国有林のままあるわけでございます。貸し付け料とか使用料とか、そういうものは入りますが、そういうものは一応この第八条の中には考慮しておりませんので、土地を手放して、その土地代金が国有林野に入る。それについて財源を縛りまして、その使い道を限定するというのが第八条でございます。

○瀬野委員 長官の答弁で明らかになつてまいりましたが、そこで第四号「前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費」といふことが規定してありますが、この「第三項第一項の規定による収入」といふものが「林道の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費」にかなり使われると思ひます。そうすると、国有林野の面積といふものはかなり減少するんじゃないだろうか、かようにも思ひわけでございますが、この点についてはどのような検討をされておるか、お伺ひしたいのです。

○松本(守)政府委員 国有林野を活用いたしまして入りました代金の使道でございますが、これは保安林等、土地の買入れに使うことが一つと、その買入れた山の林道開発というものの使わせていただく。ほかの一般の保安林とかじゃなくて、従来国有林であったものの林道開発には使わない、新しく買入れるための保安林、その林道というものの限定をして考えております。

○瀬野委員 林野庁の守備範囲からまいりますと、今度の活用でかなりこれが進んでまいりますと、規模は三十万ヘクタールとかいろいろいわれていますが、やはり国有林野が偏在しておるといふふうなことから、こういった収入の使途については西日本等保安林を買い上げて、そうして国土の保全に資していくというのが当然のことかと私、思うのでございますけれども、こういったことが書いてあるために、せっかく収入の使途が八条で明らかにされているにもかかわらず、林業生産基盤の整備とかあるいは林道開設、こういったものに多額を使うということになると、国有林のいわゆる面積というのがかなり減ってくる。もちろん、この場合にはある程度里山近いところであるから、高いお金で譲渡していく。買う場合にはどうしても奥地になりがちであるから、大面積で相当な安い価格で買えるというよりも、一応うなずけないでもありませぬけれども、いろいろ懸念されるわけです。

先ほど、最初に質問しましたこの売り払い、すなわち二条でいっております貸し付けの場合とか使用させる場合あるいは譲与または国有林野について部分林を契約もしくは共用林野を契約、こういったものの使用料とか手数料とかいろいろも入っていないわけでございますので、かなり影響があるのではないかと、こういうふうに思っております。それで、こういった林道とか林業生産基盤、保安林をおもにやるということでございますね。別の予算でこういったものは考えるべきじゃないか、こういうふうにも思うのですが、そういった点についてさらにひとつ明らかにしていただきたい

と思います。

○松本(守)政府委員 国有林野の活用によって手放す面積と買入れる面積がつり合いがとれなくて、手放す面積のほうが多くなるであろうという御心配であらうと思いますが、従来の実績を見ましても、林野整備で手放した面積よりも保安林買上げで買上げた面積が多くなっておりまして、またいまの国有林野事業特別会計法によりまして、一応保安林買入れのために必要な場合には一般会計から入れる方法も規定されております。現時点では、一般会計から入れたもので保安林を買い上げてはおりませんが、制度としてはそういうものが残されておるといふことで一般会計から入れて、国有保安林をふやしていくということにつきましては、今後の課題になると思

います。

○瀬野委員 質問に答えてないけれども、一応そこで次の問題に移る前にちょっと私、さっき七条で一点質問を落としておりましたので、追加してお聞きしておきます。

第七条の中で二十五年度の延納ということが規定してあったのですが、二十五年度以内の延納特約というところでございまして、当然面積とか金額とかいろいろなことにおいて十五年、二十年もあり得るのじゃないか、こういうふうに思います。もちろん本人の希望等もあらうかと思いますが、この二十五年度以内の延納の特約の考え方、また林野庁として検討されている点について、この点一応ひとつ追加してお伺いしておきます。

○松本(守)政府委員 延納代金の支払いにつきましては、売り払いにかかる土地などの金額が多いか少ないか、それから相手方の支払い能力等によりまして異なると思います。これらの区分などに応じまして、年限につきましては現在検討を行なっておりますが、原則として元利均等年賦払いというところで二十五年度以内、ある場合には十五年で償還してもらい、ある場合には二十五年度ぎりぎりといういろいろなものが出てまいりますが、一応その支払い能力と土地の大小、そういうものを勘

案をいたしまして今後検討していくつもりでございます。

○瀬野委員 くだいようですけれども、たとえば金額が五百万以内の場合とか五百万以上の場合とか、あるいは面積にすれば五ヘクタール以下の場合とか五ヘクタール以上の場合とかというふうなことで具体的に示されるものですか。もう少し御検討されている内容を発表できればひとつお示しいただきたいと思

います。

○松本(守)政府委員 一応面積にも関係はいたしますが、金高の多寡によりましてある基準をつくって整理をしていくというふうなことで検討を進めております。

○瀬野委員 それでは引き続き八条に参ります。先ほど質問しました中で、この収入のあった経費によって今後国有林を買入れていくということですから、これはやはり相当長期的展望に立って買入のですか。ことし二十億なら二十億の収入があった、来年、再来年、二、三年以内には買っていくというふうなされるのか。いろいろ状況等もあると思いますが、どんなふうな検討をされておられますか。これもお伺いしておきます。

○松本(守)政府委員 国有林活用法案によりまして活用する、売り払いをするというものが今後起こってくることにありますが、その年次計画とかそういうものがございませぬ。したがって買入れる年次計画もいま立てられないかっこうになっております。ただこの財源はこの売り払い代金をもつて充当するということにいたしておりますが、そういうものはほかの経費に使われないように特別な整理をして整理をしなければいけない、このように考えております。

○瀬野委員 本法第八条の規定は従来からありましてこの国有林野整備臨時措置法及び保安林整備臨時措置法とどのような関係になるのか、この点もひとつ明らかにしていただきたいのであります。もちろん国有林野整備臨時措置法というものは若干ダブって運用する、結局活用の法というのは同じであるということから考えておられるものか、その関係についてひとつ明らかにしていただきたい。

○松本(守)政府委員 国有林野整備臨時措置法、これはもうすでに使命を果たしまして失効しております。ただ、それで売り払いしました代金の総額が約九十億円にあがっておりますが、その国有林野整備臨時措置法できめておりました使道のためにその九十億円はどのように使われたかという御質問であらうと思

います。それはいままでの国有林野整備臨時措置法あるいは保安林買上げというものですでにその九十億円を使い果たしておるといふふうに理解をいたしております。

○松本(守)政府委員 それから民有林の保安林の買入れは国土保全をはかる観点から推進してまいっておりますので、保安林整備計画の対象保安林についても本条第八条の対象になり得るもの、このように考えております。

○瀬野委員 国有林野の偏在、分布の不合理ということは先ほどちょっと私触れたわけでございますが、いろいろ問題になっております。現在の国有林野はその分布が地域的に著しく偏在している事実は御承知のとおりでございますが、国有林野の存在、実利から考えてみますと、真に国土保全に貢献するためには均衡的分布というものが必要であると考えざるわけでございます。いま第八条でいろいろと売り払い等の収入によって買い付けるといふ問題を論議してきたわけでございますが、現実にはその分布が非常に不均衡になっておりまして、森林面積に対する国有林野の面積比率というものが関西地方の四割に対して東北地方が四六割、北海道は五〇割となっております。これを県別に若干の例で見ますと、山口県が一割に対して青森県が六五割、福島県が四四割、こういうような極端な偏在をいたしておるわけでございます。いわゆる後進地域ほど国有林野率は高いという点になっておりますが、国土の保全の必要

は若干ダブって運用する、結局活用の法というものは同じであるということから考えておられるものか、その関係についてひとつ明らかにしていただきたい。

性が後進地域であるから高いということにはならないわけでございます。現在の国有林野の偏在分布にはきわめて不合理があるということがいわれるわけでございます。そこで第八条の財源によつてこれらを考慮して国有林の買入れ、特に西日本がこつこつとに該当する、こつこつとに私は考えているわけですが、国有林の買入れ等を積極的にやるべきじゃないか、そして国土保全に資すべきである。こつこつとに對して先ほどの第八条で規定されている収入なんかを当然積極的に投資していく、こつこつとが望ましい、こつこつとに思ふのです。それらのことについて、実はこれは農林大臣にもお伺ひしたかったので、長官から一応説明を承つて、大臣にはまたあらためて機会をとらえてお伺ひすることにします。長官の御見解をひとつお伺ひしたい。

○松本(守)政府委員 この活用法案は国有林の再配置というものを意図しておるものではございません。が、国有林の多いところで活用して、その財源でもって買入れるものは国土保全上必要な森林を買入れるということを重点に考えます場合に、結果的に国有林の少ないほうになるであらう。従来の保安林買入れ実績もそのようになつておられますし、そういう方向で国土の保安上特に重要なところに力を入れます、その財源の有効な使い方を考えてまいりたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 迅速に努力をいたしたいということですが、この機会に、こつこつと要望が至るところで強いの、ひとつ十分そのように取りはからしいだきたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

○松本(守)政府委員 活用にあたりましては第三条に規定されておりますように幾つかの場合がございます。その場合に林野庁で審査をする前に地方農政局あたりで、あるいは県あたりで審査する期間が必要なものもございまして。そういうものも含めまして今後なるべく迅速に、おくれのないように地元の要望にこたえるような姿勢で努力をしたい、このように思ひます。

る。木材のいま不足しております日本がその人工造林地をもう少し置けばいい材料が生産されるという場合には、おそらくどっちにすべきかという比較の問題が出てまいります。一応この活用法案の運用としては優良な人工林をはずすという方向でございますが、その農業構造改善の活用のための区域の中の一部に人工造林がどうしても入るといふ場合にはそれをできるだけ活用の方に向かつて検討をするということ、そういった地元の要望とをしないように営林局、営林署等も十分監督いたしまして、そのようなことのないようにつとめたいと存じます。

○瀬野委員 幼齡木の補償が高過ぎるということ、これはまた従来から問題になっておるのですが、この算定はどうしておられるのか。唯一の方法としてグラゼル方式でやっておられると思うのですが、今後活用にあたってやはりせつかくの幼齡木の補償というものが高いのでは活用ができないということにもなるわけで、この点についてもひとつ御見解を伺いたしたいと思います。

○松本(守)政府委員 幼齡木の補償、まず分けまして十年生以下と十一年生以上で考えておりますが、十年生未満の場合の幼齡木の補償は、いままでかかりました経費を現在時価、物価をスライドいたします、スライドしたもので年六％の利率で後償計算をいたします。それによつて算定しておる。それから十一年生以上の場合には先生おっしゃいましたようにグラゼル方式というものがございまして、これはいまの十年生以下で算定されます費用額を一方にはとりまして、一方には伐期における収穫額、その二つの線があるカーブで結んだ評価方式、これをグラゼル方式といいますが、それによつて算定をしておるの、いままでの構造改善にしても電気事業のために使つた場合に立木補償をしてもらふという場合にも使つておりますが、一応そういうことで適正な時価についてはひとつ出していただくということで考えております。ただ何でもかんでも高くするんだという考え方は決して持っておりませんが、そういう

た適正に算定をされるころの時価だけはひとつ補償をしていただきたい、こういう考え方でございます。

○瀬野委員 売り払いについてそれではもう一点お伺いしておきますが、三年活用の状況を見て実績があがれば売り払うということになっておりますが、第五号の公共用の場合等はストレートで売り払うという場合もあろうかと思ひます。また三条一項の一号等、本人が売り払つてくれと言つたときなんかは二十五年度で売り払うということになるのか、この点売り払いについて明らかにしたい。もちろん農地として売り払いを受ける場合は、三年経過して農地局に所管がえをしてその上で譲渡を受けるというふうなことになるかと思ひますが、この点さらに明確にお願いをしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 第三条一項第一号でございます。その点についての御質問ですが、二つの場合に分けて考えております。その一つは、それが共同利用の草地のための活用の場合には貸し付け方式を原則といたしております。それからその二の他の場合、農地法による売り渡しであります。これは農地局に所屬がえをいたしまして、土地を造成を完成したあとに農地局のほうから売り渡しをするという方式を原則にいたしております。場合によつては直接の売り払いの例もございしますが、大部分は所屬がえ売り渡し方式ということでやることになりまして、草地の場合には、先ほど申し上げましたように、共同利用の活用の場合には貸し付け方式を原則とするということでございます。

○瀬野委員 この今回の活用にあたりまして、前回から今次国会に至るまでこの法案が継続審議になつておりましたけれども、時代が相当変わつてまいりました。御承知のように米の生産調整という問題が起きてまいつております。言うまでもなく水田の減反によりまして今後水田を造林地にするとか、こいつたことが推進されてまいつておるわけでございますけれども、こいつたことと

今回の活用法案、若干矛盾がある、こいつうふうにもいわれておるわけですが、いわゆる米の生産調整による今後の状況と活用と、こいつたこととどのように林野庁は見解を述べておられるのか、これらもひとつ明らかにしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 水田の減反がいま進められております。そこで今後総合農政が展開されるに伴ひまして畜産物とか果樹の需要、こいつうものが強くなつていくであろう、こいつう需要の強い農作物の生産を増強するための農用地の造成を強力に実施していく必要がある。これは総合農政の考え方でございますが、こいつう事業の実施にあたりましては当然水田からの転換も見込むことといたしておりますが、なお地域によりましては相当の新規造成が必要になるものと思われまゝ。そこで本法案は、これらの事業の実施に伴つて国有林野の活用が必要となる場合には総合農政の方向に即しましてその適正円滑な実施をはかつてまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 以上で一応私、本日の質問を終わることにいたしますが、政務次官もおいででございます。農林大臣も先ほど中座されました、大臣に対する質問あるいは政務次官に対する質問どちらかやりたいものであります。数多くはございせんけれども、いづれまたの機会にその点留保いたしまして、時間の約束も参りましたので、すからきやうはこれだけにしまして、大臣に対する質問はこの次の機会にお願いしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○草野委員長 小宮武喜君。

○小宮委員 私は内閣から提案されております国有林野活用法案並びに林業全体について質問をいたしたいと思ひます。

任は政府にあるといつても過言ではありません。一方民有林の不振と相まって国有林経営も四十五年度から恒常的な赤字に転落するといわれており、この際政府は林業の再建をはかることも、国有林のあり方についても抜本的改善が必要だと思ひます。

そこでまず質問をしたいことは、この活用法案は昭和四十二年の第五十八回通常国会に提案されて以来、再三にわたつて審議され、一部修正はなされてはいるものの大筋は当初提案されたものとはほぼ同じ内容のものと理解をいたしております。しかしこの間情勢は、先ほどからもいろいろ言われておりますように急激に変化しております。この情勢変化に対応してこの法案自体も再検討を加えるべきではないかと考えるのでございまして、長官は情勢の変化はないといつて判断されておられるのか、ひとつその点についてまず質問をいたしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 お答えをいたします。

情勢の変化は確かにその後起こつておると思ひます。しかしながら今後総合農政が展開されるに伴つて畜産物とか果樹等の需要の強いもの、こいつうものの生産の増強の必要が叫ばれることになつていく必要があります。そのために農用地の造成も強力にしていく必要がある。それからこいつう事業を実施するにあたりましては、当然水田からの転換も見込まなければいけません。地域によつてはどうしても国有林でなければそのための土地が得られないといふような場合もございまして、本法案はこれらの事業の実施に伴つて国有林野の活用が必要となり得る場合には総合農政の方向に即してそれが適正、円滑に実施されるよう企図しておるものでございまして、本法案の内容は現時点の総合農政の立場から見まして、農林の諸情勢の変化から見まして十分対処し得るもの、こいつうに考えております。

○小宮委員 その点については後ほどまた質問いたしますけれども、やはり二百五十万トンの生産調整をやりますと、それだけで大体約六十万ヘクタ―

ルの減反政策を行なわなければならぬという問題が出ておるわけですね。そうすると、その中で総合農政とも関連するわけですが、この活用法案そのものが当初検討され、提案されたときと比べればやはり情勢が変わつておる。したがって、活用法案そのものが全然無意味だとは思いませんけれども、やはりそういった意味で活用法案の内容について変化があつてしかるべきだといふに私は考へておりますけれども、その点についてはあとで質問します。

この法案の第一のねらいの中には民有林経営の問題も含まれておるわけですが、今日民有林の経営自体が非常に不十分だといふ時点において、この国有林の活用を行なつて民有林経営の補完をする必要があるのかどうかといふことをまず考へるわけですね。ちなみに林業経営の実態をいろいろ見てみますと、たとえば一ヘクタールから五ヘクタールを保有する農林家の所得は、農業所得とその他の所得で大体九五割を占めておるわけであります。また林業所得は、その場合に四十四年度でわずかに五割で、金額にして五、六万円です。それから五ヘクタールから二十ヘクタールになりますと林業所得は二十三万円、二十ヘクタールから五十ヘクタールになると四十万円、五十ヘクタールから百ヘクタールになると七十六万円、百ヘクタールから二百ヘクタールになると二百万円、こ

にいまの時点では農林家の所得というもののの中に占める林業所得というものが、特に規模の零細なほうでは、それほどたいしたものを持つておりませんが、いま日本の民有林林業を見ますと、大体が幼齡人工造林をいま一生懸命進めております。その資源内容を見ますと、幼齡林が多いといふことで、いますぐ伐採には入つておらない状態にあるわけであります。これが数十年後伐期に達しますと、いまのような五ヘクタール以下、十ヘクタール以下で得られておる林業所得が数倍に上るという考へが考へられまして、いま民有林といふのはそういった体質改善、人工造林を進めておる非常に苦しい時期に当たつております。いま林業の種をまいておるのだといふのが林業の現状であると思ひますが、その成果をすぐあしたから出せるというものではないと思ひます。若干の年数がかかるわけであります。最近の調査によりますと、人工林の進んでおるところほど過疎の状態が少なく、人工林化のおくれているところほど過疎の現象が強く出ているといふこともいわれております。そういった山村地帯におきましては、林業の振興というものが今後いよいよ大事になつてま

いるわけであります。そこでそういった山村地帯で林業によつて将来の設計を立てるといふ人がおられます場合に、その林業のための土地がない。そこには国有林がある。その国有林を活用してこれといふ限りの場合は、国有林の経営上支障がない限り何とか地元と協力をしてあげるといふことが、これは地域振興のためにも、国有林経営のためにも、お互いの共存共栄といふことをはかることによつて国有林が安泰になりつぱに経営をしていけるゆゑであると思ひます。ひとり国有林だけが榮えて地元が榮えないといふことではうまくないわけでありまして、何とかこの面で民有林の林業のためにも協力をして差し上げるための活用法案、このように御了解をいただきたいと思ひます。

○小宮委員 基本姿勢については大体私も理解しませんが、やはり林業といふものは、先ほど

長官言われるように、一度造林すると三十年も四十年もかかるというもので、その間をどうするかという問題もあり非常にむずかしい困難な問題だと思ひますけれども、しかしそういった意味では、長官も姿勢だけははっきりとおつても、実際に民有林をどう経営を充実させていくかといふ具体的な問題とはなと取り組んでもらわないうと、われわれも長崎でいろいろ話を聞いておりますけれども、ここで言われる答弁のような基

本姿勢の中で具体的にどうやっていくかといふことがやはり一番大事な問題でございます。その点についてはこのくらいにしまして、次に移りたいと思ひます。

こういふ危機に直面しておるころの林業の諸問題を解決するために、現在森林組合法がござい

○小宮委員 次は、先ほどの質問の中にもちよつとありましたけれども、この活用法案は、林業のほかに農業構造の改善事業にも活用をすることに

要ではないかといふように考へるわけですね。そのために業界からも林業協同組合法の制定の問題でこの数年来林野庁のほうにいろいろ要請がされておると思ひますけれども、林業協同組合法を制定する意思があるのかないのか、まずこの点をお聞きします。

○松本(守)政府委員 林業協同組合法の制定につ

○櫻井説明員 昨年十二月に公表されました「農業生産の地域指標の試案」によりますと、五十二年におきましては耕地面積はおおむね五百五十八万ヘクタール、延べ作付面積ではおおむね六百三十六万ヘクタールになります。それから草地、これは別でございますが、草地がおおむね五十一万ヘクタールが必要であるとされております。

以上のような農業生産の見通し及び近年の都市の進展等を中心としたします耕地の墾荒の動向等を考慮した場合、今後需要の増大が見込まれます畜産物、園芸作物などを中心としたしまして所要の農業生産を確保するためには、先生のおっしゃいます余剰水田の積極的な活用を合わせましてもあるとふうに考えておる次第でございます。

○小宮委員 次は本題の国有林のほうに入ります。国有林野事業の収支及び損益の状況を見てみますと、昭和四十年は収入が千七百一十一億、支出が千三百七十七億、収支差が三百三十四億、四十一年は収入が千四百四十九億、支出が千五百六十六億、その差が九十三億、四十二年は収入が千三百八十三億、支出が千四百四十九億、その差が二百六十六億ということ、このころまでは大体黒字が出ておりました。

四十三年から収入が千四百九十七億に對して支出が千二百八十四億で収支差が二百一十三億、四十四年は収入が千四百八十九億に對して支出が千四百七十五億で収支差が百一十四億、こういふふうな決算面を見てもだんだん利益が減つていってあります。そうしますと、四十五年以降のこの国有林経営は恒常的な赤字になるといわれているわけですが、具体的に、大体昭和五十年ぐらいいくを見通してどれぐらゐの赤字が出るのか。その収支及び損益の状況について、試算でけつこうですが、一番大きな問題でございますから、この点をひとつ詳しく御説明をお願いしたいと思います。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕

○松本（守）政府委員 いま先生から御質問ございましたように最近、四十一、二、三とかわめて順調な決算を示してまいりましたが、四十四年に至りまして、また赤字にはなつておりませんが、急転急変をいたしております。そして四十五年にいいよ赤字転落、四十六年には五十五億の赤字が必至でございます。

そこで、その後の昭和五十年ごろまでの展望いかんといふことでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。その前提になります

ところの要因を幾つか置きまして計算をいたしませんと出てまいりません。その要因も国民総生産の伸び率からして木材需要の伸びがどうなるのか、またベースアップの割合がどういふふうな展開をされるのか、そしてそれがかりに一割違ひしてもその赤字の数字に大きな差が出てまいります。そこで林野庁としては、計算をしたものがないではございませんが、まだ、そういつたものを外部に對しては、しかもこういふ權威のある場所公表を申し上げるということとは極力遠慮をさせていただきたいと思つておりますが、とにかく現状のままでは相当なものが出てくるということはいえるかと思ひます。

○小宮委員 しかし林野庁長官、あなたも民間会社ならやはり社長ですよ。そういふようなこと、たとえ今後組合側との賃上げ、いろいろあるわけですが、やはりそういつた意味ではただ単に四十六年度の赤字がこうだといふだけではないですか。その意味で将来こういふふうな傾向をたどるんだ、そのために皆さんこういふふうなひとつしてくだされいか、いろいろな要望が出るはずだと思つておる。そういつた意味で、こういふふうな委員会です。それが公表できないといふふうなこともわからぬでもありませんが、一応の傾向として、それは人件費がどのぐらゐ上がるか、いろいろな問題があつたにしても、傾向としてはやはりこのようなカーブを描いておるんだといふふうなことは一応はつきりここで言つてもらわねと……長官は組合側との団体交渉では言うけれども、少なくともこの委員会ではそれが言えぬといふことなんでしょうか。

○松本（守）政府委員 組合との間でもまだそういった具体的なものは話をいたしておりません。まあいま遠慮をいたしたいと申し上げましたのは、まずそういつた見通し、いろいろなものを立てまして、さてどうしたらいいんだ、その対策が必要であります。その対策につきましましては鋭意検討中でございます。その対策もないまま

まだ将来赤字がこうなるという幾つかの仮定を置きまして出すことがはたしてよろしいのかどうか非常に疑問であります。せつかく先生までおっしゃいますので、数字は具体的に申し上げられませんが、単年度で百数十億、これにも幅がございますが、あるいは数百億という幅でもつてそういう赤字が出てくる、そういう状態でございますが、それもまずいませうとどうしたらいいのかわからぬ、どうすべきかという対策を鋭意検討中でございます。当然そういふものを実施に移す場合には国会にもおはかりをする必要があろうと思ひます。また労使間の理解の上に立つてその対策を進めていかなければならぬということもございまして、その際には組合に對して協力をしてもらふといふ考え方であります。

○小宮委員 いまの話を聞いておると、まあ百数十億だとか数百億だといふ言つておるけれども、少なくとも対策がないといふのは、結局皆さうな方は何もこの仕事をきよりから、今年度から始めたわけでもあるまいし、当然従来からこういつた赤字が出るということをご予想されておるならば、当然その対策は立てられておらなければならぬはずなんです。だが長官がかわつたからまた方針がかわるということであれば別ですけれども、しかし林野庁もいままで四十三年度までは相当の黒字が出ていたわけですが、しかし四十四年度も赤字じゃありませんか、黒字が出ています。こういふふうな傾向の中で、今後国有林事業をどうしたいのかといふことは当然考へておくべきことなんでしょう。これは林野庁長官だけの問題じゃなくて、これは渡辺政務次官にひとつお聞きしましょう。やはりこの問題、ほくらが一番心配するのは、こういつた中でこの国有林活用法案が通つた場合、国有林野といふものは、これは活用法案という名前はいいいけれども、こゝをかせれば切り売り法案なんです。それでよろしい。そういふふうな中で、対策がないからこういふふうな法案が出てくるわけです。だから赤字がどうも公表できないというな

らそれでもけつこうですが、少なくとも赤字が今後累積されていく、単年度でもそれぐらゐの赤字が出るというなら、今後どうするかといふことがない、まだいまでも対策は立てておらぬといふことはあまりにも怠慢じゃないですか。その点政務次官からひとつお聞きしましょう。

○渡辺政府委員 これは重大な問題でありまして、累積赤字の問題等はいま長官が言つたように、年々のベースアップ等毎年幾らになるということはわからないわけですが、しかしながら私がざつと概算をしたところでは、六十年ごろまでに累積六千億程度の赤字が出るのではなからうか、これは推定でありますからわかりません。わかりませんが、しいて何か話をしろといふことになると、そういふふうなことになるわけでありまして、そこで林野庁としても農林省といつたしまして、決してこれをほうっておくといふようなことは、これは絶対にできません。したがしまして、国有林野のあり方、林野庁のあり方といふものも含めて、抜本的にひとつ再検討をする必要がある、かように考えております。

○小宮委員 これは私の感じなんです。国有林省の中で林野庁の占める比率、また林野庁に對するウェイトといふものは、歴代の大蔵、政務次官にしても非常に軽視されてはおりぬか。林野庁といふのが非常に軽く見られていないか。重点はやはり農業関係ばかり見ていて、林野庁関係は非常に軽視されておるはせぬかという印象をどうも私は持つておるわけです。そう言へば政務次官はいやそうじゃありませんと云うに違ひありませんけれども、しかしわれわれが受ける印象はどうか、林野庁といふものはやはり、まます扱いはひどいけれども、非常に冷や飯食つておるというふうな印象を受けるわけですが、その点どうですか、政務次官。

○渡辺政府委員 最初からあなたの方で答へが出ていますから、同じことを言ふ必要はないと思ひますが、決してまます扱ひもいたしておりませんし、軽くも見ておりません。非常に重要に考へ

ております。

○小宮委員 それはいまここで論争しても水かけ論ですから、何か証拠をつかんでやることにしますから……

それから、現在国有林野の特別会計の剰余金は合計幾らですか。

○松本(守)政府委員 経営内部で使うことができ、約三百五十億でございます。それから特別積み立て金、これは林政協力その他に使うわけで、経営内部には使えない、それが百六十億ぐらいでございます。これは昭和四十五年末の見込みでございます。

○小宮委員 結局そうしたら今後赤字が出るというの、その剰余金も一応食いつぶすでしょうから、まあタコ足を食うような状態ですね。タコの足経営ですね。しかしその赤字の原因を、きのうも質問の中で、やれ人件費の高騰だとか木材価格の動向だとかいろいろ言っておりますけれども、もう一回赤字の原因はどこにあるのか、この点をはっきり長官からひとつ説明してください。

○松本(守)政府委員 赤字の原因をきのう以来御質問、御答弁申し上げてまいりましたのでありますが、要約して申し上げますと、まず木材価格の伸び幅が収入を増加させないところの一つの大きな要因でございます。

それから今度は支出が増加をする。支出がふえる要因は人件費のアップでございます。

それからもう一つは、奥地開発がどんどん進んでまいります。戦前必ずしも十分でなかった造林投資、林道開発というものが今後進めたいかなければなりません。そういう基本的な設備投資といえますか、そういうものが今後必要である。

以上して言えは三点、さらにあえてつけ加えさせていただきますと、自然保護とかその他の公益的な機能が国有林に対して強く注文づけられてきたという点でございます。

○小宮委員 自然保護だとか公益的な、そのような問題についてはまたあとでやるとしまして、原

因はまずそれで大体一応理解しますけれども、対策はどうなんですか。先ほど政務次官が言われたように、累積赤字が昭和五十年まで見ると六千億にもなるという。赤字は出る、しかしそれを解消するような対策はどうするのかということについては、きのうからの質問を聞いておいても何ら解明をされておらぬ。これはある委員からも、国有林野会計は四区の中に入ると言われておりまして、そういう意味で具体的原因はわかつたけれども、原因がわかれば対策はどうするのか。赤字の累積をただ手をこまねいて待つておるのか、具体的な積極的な対策をどうするのかということについて、ひとつ長官から答え願いたいと思っております。

○渡辺政府委員 対策といっても一口にはなかなか申し上げられませんが、あえて一口に申し上げれば、いま言った原因の裏返しになるということですね。たとえば収入の問題にいたしまして、いろいろな方法を講じて収入の増大をはかっていかねければならぬ。支出の問題については、人件費等のアップというものはある程度避けられませんが、避けられませんが、もつと効率のあがるような経営体というものを考えていく必要がありましよう。それからまた自然の保護とかいろいろな点で、当然いままではほとんど山の木を切つて売れるというような地域も、国民的要請によつて木を切つてはいかぬ、あるいはいままではそうありましたが、防がなければならぬというところで、時代が変つてよけいに金がかかってくるということがある。これらはやはり国家の御援助もいただく必要があるのではないかと。そういうようなことを含めて、この赤字の対策というものは林野庁としても真剣に取り組みつてあるところでござい

ます。

○小宮委員 なかなかむずかしい問題ですね。これは確かに裏返しをすれば一番いいのだけれども、むしろ今度はこういつた奥地開発の林道がどうこうというよりな問題も——この活用法案は、

結局、国有林を売つた金で今度は奥地の民有林を買おうという法律ですから、そうすると、ますます林道が伸びて奥地に入っていくわけですから、これはまた先に質問しますけれども、言うべくしてなかなかむずかしい問題です。それは私もよくわかります。少なくともやはり経営者としての努力はやつてもらわねと、お役人ということでのんべんだらりとして親方日の丸ということであつてもらつては困るわけですよ。これはまた先に質問します。

先ほど木材の価格の問題、いろいろ出ましたけれども、林野庁の木材の需給表を見ますと、わが国の木材の需要量は、四十年が七千六百八十万立米、四十一年が八千二百四十七万立米、四十二年が九千七十七万立米、年々需要量はずつとふえていくわけですね。そのうち国内用材についても、四十年の七千五十三万立米から四十四年は九千五百五十七万立米とずつと増加しているわけですが、一方供給量を見ますと、国産材が今度は四十二年からは減つてきておる、外材の輸入は逆にふえていくというふうな状態ではほんとうにいいのかどうか。結局国内産の木材の供給は減るから、その分だけ外材がどんどんふえてきておるといふような実態があらわれているわけでございます。国産材がだんだん減つてきた、これは現在の状況では今後減る見通しなんです。現在すでに外材はほとんど入つて、国内で用材の供給量の五一％を占めておる。国内産材は四九％しかないということになっておるわけですが、これがだんだんだんだん国内の供給量が減つていくことになる。これは、外材はいやがもうでもふえていくわけですが、それによつて木材価格も影響を受けてくるわけですが、そういうことで国内産の用材の供給量の今後の見通しはどうなりますか。

○松本(守)政府委員 国産材の将来の供給の見通しというところでございしますが、最近数年間、四十二年では七・三％の減少、四十四年度では四％以上の減少を見ておるわけでありまして、四十五年、六年にもそれが増加するといふ要因はいまのところ

は見つけれられておりません。なぜそういうふうになるのかというところでございしますが、その要因の第一の点は、資源構造と申しますか、森林内容がいま充実しておらない。言いかえれば幼齢林が多い。なお言いかえれば、大正から昭和の初めにかけては造林をされたものが少なかった、あるいはそれ以前に造林されたものの戦争中あるいは戦後相当切られたということでございます。いま造林につきましても日本林業の端境期ということがいわれるかもしれません。そういうことが当面は伸びない要因の第一位にあげられております。

もう一つは、林道であるとかそういうものの開設が十分に行なわれておらない。奥地その他里山地帯でも林道の密度は外国に比べましてもきわめて低い状態にあります。そういう基本的な生産設備がまだ整つておらないということが第二位でございます。

それからもう一つは、所有構造がきわめて零細ものが多くあるわけでありまして、こういう状態になりますと、そういう零細なものが個々ばらばらで林業生産をやりましたもなかなか効率があがらない。協業化を進めるゆえんでございしますが、そういうものが現在までまだ十分に行なわれておらない。そういう情勢で、ここ当分は国産材の生産は伸び悩むであろう。昭和六十年ごろあるいはそれから先になりますと、相当明るい見通しがいるところ持てるといふことが言えるかと思

います。

○小宮委員 いまの答弁からしても昨日の答弁を聞いても、昭和六十年から六十二年だったですか、明るい見通しがあるというふうな話だったわけですが、そういう意味では六十年ごろまでは国産材の供給量は結局ふえないというふうになるわけですね。それでよろしい。

それと関係して、これは木材価格の問題ですけれども、木材価格の動向についても、やはり外材、輸入材が国内の木材価格の動向を左右しておるといふことははっきりしているわけですね。そう

すると現在でもわが国の用材供給量の過半数を外材が占めておるといふ需給事情の中で、価格も四十二年の一・八%、四十三年の六・四%に比べて四十四年度は三・三%と上昇率が非常に鈍化してきたわけですね。そうすると木材価格の動向について、やはり供給量が減るわけですから、そういう価格の動向が外材の輸入によって影響を受けるということであれば、外材がほとんど六十年か六十二年までふえていくということになって木材の価格も低減するということになれば、先ほどの赤字の材料はそのまま依然として残っていくというふうに理解していいわけですか。

○松本(守)政府委員 確かに木材価格は、昭和四十一、二年には相当なアップを示しましたが、特に四十四、五年と停滞をいたしております。国産材の中にはむしろ値下がりをしたものもあるわけでありまして、外材と、これは樹種によって違いますが、三割ぐらいいは開いておるといふものもございまして、国内の木材価格が将来上るという点につきましても、いま積極的な要因は見当たらないとせん。

○小宮委員 次は、いよいよ来年度は沖繩の本土復帰を迎えまして、その復帰対策要綱が一次、二次、というふうに表示されておりますけれども、いすれ詳しい質問はまた十月ごろ沖繩国会が開かれると思ひますから、その際に質問することとして、きょうはせつかくの機会ですから、ひとつ沖繩の林業問題について、若干質問したいと思ひます。

まず、沖繩の林業の現状と、それから返還に伴う林業政策、どういふふうな林業政策をもつてやるのか、この点について、ひとつこれは政務次官からお聞きしましょうか。

○松本(守)政府委員 沖繩林業の現状について御説明いたします。

沖繩の林野面積は、全琉球の面積の五六%が林野面積でございます。これを実数で申し上げますと、約十萬ヘクタール、その中で官有林、これは国有林、県有林の意味でございますが、官有林が

三一%、市町村有林が四五%、私有林が二四%となつております。私有林、市町村有林、そういうものは財政力の弱さから、いま森林内容がきわめて貧弱でございます。また所有規模も零細であるというところでございます。

なお、森林の蓄積、これは資源内容でございますが、一ヘクタール当たり五十四立方メートル、これは内地のそれに比べますと、内地のそれが八十立方メートルですから、だいぶ資源内容も貧弱でございます。それから、戦前には営林署がございまして、熊本営林局が管轄をいたしておりましたが、今回沖繩が復帰をするということにつきましては、林野庁としても、沖繩の国有林についていろいろ調査をいたしております。前の国有林をどうするかということもいま検討中でございます。が、沖繩の復帰に伴い、国有林を沖繩の国有財産一般の取り扱いに関する検討の一環として検討をしなければいけない、このように思っております。

また、今後の沖繩林業の拡充の方向としては、そのように森林内容が貧弱でございますので、まず造林をしていかなければならぬ、特に保安林のような重要森林については、強力な助成でもつてその森林をつくっていくということ、また一番南のほうにありますが西表島に、これはその島の大部分が国有林でございますが、そこには熱帯特有の原生林といふものがございます。その自然の保護をどうするかということも、復帰後の一つの重要な課題でございます。

○小宮委員 国有林は幾らですか。

○松本(守)政府委員 十萬ヘクタールのうちの三%でございますから、これは約三萬何千ヘクタールでございます。

○小宮委員 これは、返還後の沖繩の林業政策については一応別におくとして、やはり国有林野事業についても今後は大資金を投下しなければいけないのじゃないかというふうに考えるわけですが、その際も国有林野特別会計でまかなうのか。そうだとすると、現在の特別会計はいよいよ

赤字が増大するわけですから、沖繩の返還に伴う国有林野の問題についての財政措置、これをどういふようにするのか、いまの本土の国有林野特別会計でまかなうのかどうか、この点はひとつ次官から御答弁願ひいたします。

○渡辺政府委員 これは内地と制度が違ひまして、向こうは官有林といふふうになっております。非常に内地並みに、たとえば特別地域を残していくとかあるいは水源涵養等についてたくさん投資をするといふようなことになると、相当大きな金がかかります。したがって、そのまますぐり現在のような特別会計だけで引き受けていくということにも非常に問題がございまして、これは目下鋭意検討をしておる最中でありまして、

○小宮委員 林業という産業は、一次産業として宿命的に生産性が低い産業です。したがって、最も合理的な経営が要求されるわけですが、それが、そのためにはどうすればいいのかということになると、やはり労使が一体となって協力をすべきだといふふうになるわけですが、ところが、国有林の中にも、生産性向上反対、合理化反対というふうな言われる人々もおるようでございますが、こゝういふことで、国有林経営が今後うまくいくのかどうか、その点についてまず質問いたします。

○渡辺政府委員 全くそのとおりであります。御承知のとおり役所のやる事業といふのはあまり効率があらぬ。これはいろいろ考へてみると、結局よくい創意くふうをして働いて利益をあげても、利益を話し合ひで林野庁と労働組合で山分けするといふわけには実際はいかないのであります。したがって、そうすると、どうしても民間会社とは違つてくる。民間会社の場合だったら、利益があげられればボーナスもよく出さう給料もよくあげようといふことで、何も規則にそつ縛られるわけではございません。ところが、現在のような特別会計の中で事業をやっていくといふことになりまして、ほかの役所とのつり合ひや何かいろいろ

ございまして、その林野庁だけで利益があつたからといってかたに分配するわけにいかない。こゝういふところにまた非常に問題点があります。

それから、これは直接御質問にはありませんでしたが、よく例に出されるのは、国鉄が赤字で何で一体私鉄が黒字なんだ、配当もしているじゃないか、同じようなところを走って同じく料金をというふうなことがよく言われるのであります。これは私鉄の場合を見ると、運賃収入だけでは赤字だ。しかしながら、そこに鉄道を引っぱって、引っぱったついでに土地の買収もやって、宅地造成もやっておる。開発利益といふものを鉄道を引くことによって相当受けておる。あるいは観光地に鉄道を引いてホテルも経営しておる、あるいは駅のところにデパートをつくつて、自分が経営をしておるとか、相当な家賃を取っておるといふようないろいろな関連事業といふものをやっておるのではありません。国有林野の場合におきましても、特別会計で国がやるということになりますと、おのずからこゝうすればもうかることはわかつておつても、なかなかこれは制度上できないという問題もあつて、それから人間の異動等の問題についてもあつて、いろいろ役所というふうな一つのカテゴリーの中に入れておるために、事業としては非効率、不合理といふ面も多々ございまして、こゝういふようなものは労使の協調はもちろんのことでありますが、やはり事業としてやるからには、事業としてこゝういふ経営能力があるような形に二、三検討し直す必要があるのではなからうか、かように思つております。

○小宮委員 まあ言われることはよくわかりますけれども、私たちが見ると、ひとつ民間会社でいへば、経営者、社長こゝういった人たちの姿勢にも問題があるのではなからうか、皆さん自身がやはり親方日の丸主義でおるのではなからうか、ぬるま湯にひたつておるのではなからうかということすら考えるわけです。そのことについてはとやかく申しませんが、それで生産性の伸び

るでございますから、その林野庁だけで利益があつたからといってかたに分配するわけにいかない。こゝういふところにまた非常に問題点があります。

は、昭和四十年以降今日まで、一人当たりの生産性はどうなっておるか、資料があったらひとつ教えてくださいます。

○松本(守)政府委員 国有林の主要事業の労働生産性の伸びを申し上げます。

まず、素材生産一日一人当たりの生産量で申し上げますと、四十年には一・一四立方メートルが四十四年には一・四四立方メートル、一・二六%に上っております。それから造林事業は、地ごしらえ作業について見ますと、一人一日当たりの刈り払い面積が四十年〇・〇四ヘクタール、四十四年には〇・〇六三ヘクタール、一・三六%。苗畑事業、種苗生産でございしますが、四十年百四十七本、これは山出し苗木の生産量を一人一日当たり百四十七本に引き直して計算してみただけであります。

百四十七本に対して四十四年度は百六十三本、一・二%。次は林道の修繕事業、これは修繕延長一人一日当たり四十年の十八メートルが四十四年には二十七メートルとなっております、一五〇%の伸びになっております。

○小宮委員 いまの点で大体生産性はあがっておりますので、労働の協賛制は大体確立されているわけですか。

○松本(守)政府委員 経営の合理化を推進するにあたりまして影響を受ける職員の労働条件につきましては、公労法の定めるところによって労使間の団体交渉によって自主的に平和的に処理しております。

〔小沢(辰)委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕

そのほか国有林事業の経営に関する重要事項につきましては、昭和四十一年三月以来労使相互の意思疎通をはかり、理解を深めるために労働組合との間に労使の幹部からなる定期会議を設けて実施しておりますが、そのほか労使協賛制というものを設ける考えはございません。いま先ほど申し上げました国有林の抜本改革につきましては、成案を得る段階で組合にも話をいたしまして、理解を深めながらその改革、改善に取り組んで

でいきたい、このように思っております。

○小宮委員 この問題に関連してですが、これはストライキ宣言が昨日なされておりますね。三月二十六日、ストライキを堂々と戦い抜くことを宣言するということで、林政の民主化と国有林労働者の差別待遇、臨時雇用制度の抜本改善を求めて戦い続けていくということで、これは昨日ストライキ宣言が出ておるわけですか。このことは御存じですか。

○松本(守)政府委員 承知しております。

○小宮委員 それでは、そういうふうに林野庁としても労使の協賛制を確立してお互いに話し合っ

て円満に解決しようという努力はなされておるが、こ

ういった二十六日のスト宣言というのは、その宣言の趣旨からいっても、おそらくこの国有林野活用法案に關係した意図のもとにストライキ宣言がやられたのではなからうかというふうに考

えております。この中には賃上げ問題が入っておりますから、そういう意味では、私が先ほどから言っておるように、やはりこ

ういったところで、ほんとうに現在の国有林野会計の赤字が増大していく中で人件費はやはりこれは上げなければならぬ。これはいろいろな合理化の手を打ち生産性を向上させる手段を講ずる、このことでは

り労働者に協力を求めなければ、こ

ういった国有林野会計というのは、いま政務次官も言われたようにおそろく累積赤字が六千億、こ

ういうようになります。これはもうやむを得ない現象じゃないだらうかというふうに考

えます。そういう意味では、もつとやはり誠意を持ってお互いが話し合っ

てこ

ういった問題を解決する、努力する、その姿勢についてこれは林野庁としても反省すべき点があるのではなからうかというふうに考

えます。これは今回のストライキ宣言だけではなくて、一昨年、昨年

もたぶんあったと思いますが、毎年こ

ういうようなストライキをやることによつて、実際は生産性をあげようと思

つても生産性があがらぬということでは、国有林野事業の将来を非常にわれわれは憂慮するわけ

です。そういうた

意味で林野庁長官、ひとつこ

ういった問題に対処する基本的な姿勢、特にストによる損失日数が四

十年以降どれくらいあるのか、その点もひとつあ

わせて御報告を求めます。

○松本(守)政府委員 昨日宣言をされましたス

ト、これは活用法案にからめてのストということ

では理解しております。その言っておりますのは、常用化の促進とそれから常勤性付与の問題、

この二点をあげてスト宣言をいたしております。

当局としては、これに對しまして、ストライキ

という違法な措置はこれは適當でないの思

ひます。また、そういう強い姿勢で警告を発して

おります。また、そういうスト宣言のビラも張り出して

おります。また、場合によっては当局側でそれを

はさずして組合のほうに持つていって

もらうというのをいたしております。つとめて

そういうストに訴えることのないような措置を、

当局限りのことで、いまそれをやらないように

やっております。

それから、最近のストライキと損失日数という

お話でございましたが、これは新しい例で申し上げ

ますと、昭和四十五年十二月の拠点部分ストが

ございしますが、この参加人員が四千六百六十六

人でありまして、その延べが一万六千三百七十二

時間となっております。それから大きいもので

、まあ小さなものは省略をさせていただきますが、

大きいもので四十二年四月二十六日の全面ストが

ございしますが、その損失日数と申しますか、参加

人員の延べ時間が三万二千二百時間になっており

ます。

以下、省略をさせていただきます。

○小宮委員 こういった特に国家公務員の場合は

ストライキも禁じられておるので、そういう意

味では、非常に当局としてもいろいろやはりこ

ういったことを回避するために努力をしております

けれども、やはりこのスト

ければならぬわけでもないわけですね。やはり

ストは正常なストではないわけですね。そのよ

うな姿勢で臨んできたのか、まずこれを一つ。そ

れから先ほど長官は庁内のビラをはぐとか言

ったけれども、むしろ私はそういう意味では長官は

努力しておると思えますけれども、やはり長官

以下そういう役職における幹部自身が、部長に

しろ、その人たちがほんとうに姿勢を

ただしてもらいたいということを申し上げたいの

です。これは林野庁だけの問題ではありませ

ん。官公労、お役所、官庁全部の人たちに私は通

じると思

うのです。そういうことで民間でやられた

ら、これはたいへんなことなんです。そういう

意味でもつと姿勢をただしてもらいたい。

それと同時に、いまの違法ストに對しての措置を

どうするか。それからまた二十六日にストライ

キをやるわけですから、そういう意味で、それ

までに回避する努力を長官としてもやってもら

いたいと思

います。その点についての所見をひと

つ承りたいと思

やはり法令に従いまして処分をするという姿勢でございませう。

○小宮委員 この点についても、私は長崎でも聞いたわけですが、結局ストライキをしたことによつて、たとえば販売業者とかいろいろの人たちが迷惑をこうむるという話も直接聞いておるのです。それはかりでなくて、その問題は別として、現在国有林が四十年度の事業実行方針として請負を漸次拡大するという方針から、結局いわける直営直用の拡大という方針を出されましたね。この直営直用の拡大という方針についてもいろいろの民間の民有林の経営者あたりから話は聞いておるわけですが、これについても国有林をかくえておるところの地元住民からは非常に非難率的だ、あるいは民間労働力を圧迫するということについて、いろいろ批判を聞いておるわけです。この問題について、林野庁としては、下請、請負から全部直営直用というふうな方向を拡大して、吸収してきたわけでしょう。だからそういった意味では現在まで直営直用を拡大した人数はどれくらいあるのか。今後その方針をやはり堅持していくのかどうかという点について、これは長官でもけっこうですから、御答弁願います。

○松本(守)政府委員 国有林労働者の直営直用の拡大のテンポはどうかというお話でございますが、その数字にかわりまして、雇用の安定、まあ常用作業員をどのようにふやしたかということがその裏づけになると思ひますので、その常用作業員をふやした経緯をお話いたします。

四十一年に常用作業員が一万七千九百九十二名おりましたものが、四十四年には一万三千八百三十四名、四十五年ではそれが一万六千名ぐらいにふえております。

○小宮委員 いまの直営直用の方針を今後とも堅持するかという点について、ひとつ政務次官からお答え願います。

○渡辺政府委員 直営直用の問題は非常にむずかしい問題でございます。一般論から申しますと、いわゆるお役所仕事で事業をやる、ふやしていく

ということは、まあ能率があがらないというのがもう大体世間の人の認めておるところであります。したがって、さらに事業を拡大する上において、人間までふやして直営直用を拡大するというようなことはいたしません。現在の直営直用の問題についても、内容をべん洗い直しをして再検討する時期にきておる、かように存じます。

○小宮委員 この活用法案とその問題とは矛盾はしないですか。たとえば、活用法案は結局国有地を切り売りしていくわけでしょう。それと、この直営直用という方針とは矛盾しませんか。

○渡辺政府委員 御承知のとおり、この国有林野の活用と申しましても、木がどんどん育っていくというふうなところとか、あるいは保安林とか、水源涵養保安林とか、そういうふうなところまで売り払う、あるいは貸し付けをするというふうなことはいつておらないのであります。現在国有地を持つておるところが必ずしも全部非常に有効に使われておるというわけではございません。雑木山もたくさんございませう。そういうふうなものも拡大造林をやつておりますけれども、しかしながら一挙にそういうものもできない。国有地として持つておることよりも、地域住民がこの法案に定めるような趣旨に基づいて、借りたりあるいは譲つてもらつたり、いろいろな形で利用することのほうがむしろ国家全体とすれば非常に有意義である。この資源を利用する上においてより効果的であるというふうなものを活用させるのでありますから、直営直用の問題と直接ぶつかるといふことはありません。

○小宮委員 ところが最近、この国有林の原生林の伐採がいろいろなところで行なわれて、非常に国民の批判が起きているわけですね。結局、それは国有林会計が特別会計であるために、どうしても金目になるものは片っ端から切つてしまふというふうなことで、無理な経営をしておるところに基因しておるのではないかと考えます。そこで、こういった公共的なものについてはもう特別会計から切り離して一般会計の財源を充当するとか、そういう何らかの対策を講じなければ、いまの特別会計の中で、先ほどから言われているように、こういった森林の機能を保護していく、これを活用するための負担というものはますますふえていくわけですから、そういう意味では、こういった公共的なものについては国有林会計の中でまかなうということではなくて、やはり一般財源を充当するということもこの際考えるべきだというふうに考えるわけですが、政務次官の所見をお伺いいたします。

○小宮委員 それからこの国有林経営は、ただ木材を生産するということだけではなくて、森林の機能を有効活用するために、国土の保全とか、片や自然保護だとか、及び森林レクリエーションなど、国民の要請にこたえて前向きに取り組むべきだというふうに考えているわけですね。この点についてはもう政務次官も同意ですね。

○渡辺政府委員 前向きに検討していくことはけっこうだと思ひます。

うな、あなたのような御意見のあることも、私はこれはしごく当然とまでは申しませんが、そういう御意見が出るのもやむを得ないのでなからうか。したがって、そういうふうなことも含めて今後検討していかなければならぬ。だからといって、かりにですと、一般会計でそういうものはある程度援助をするからといって、林野の経営というものをいかにしろにしてもいいというわけではないし、経費の節減や経営の効率化というものは並行的に行なつていかなければならぬものから、一緒にしてそれは検討していきたい、こう思ひます。

○小宮委員 次は農業の問題でございますが、さきに農林省がBHCとかDDTなどの農薬の使用の禁止通達をしたわけですが、その場合に、森林とか果樹園の使用については除外されているわけですね。そういう意味で、私も帰つていろいろな森林関係者に聞いてみても、これを使うということになると、水源とかいろいろな地下水なんかが汚染されて、やはりそれはあぶないという声がかんがひ強いのですよ。それに対して、農政局が通達をしたBHCとかDDTの使用禁止を、林野庁としてはこれは使用しても差しつかえないというふうに判断されておられるのか。また、このことは、事前に果樹園とか森林を除いたということとは、何か林野庁との間にもそういう話し合いがあつて合意の上でやられたのかどうか、その点もあわせてひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○渡辺政府委員 農薬のBHC、DDTの使用については、酪農地域とか、あるいは特に河川等があつてそこからすぐに人家に影響するとか作物に影響するとか、そういうふうなところは一切使用させないということでありませう。

○小宮委員 先ほどまでいろいろ申し上げましたように、国有林経営のあり方が非常に問題になつておるときに、昨年の十月二十七日の政務次官会議で国有林野事業を公社化すべきであるという決定がされたように伺つておりますが、これは事実ですか。

りにも離職率が多いということで、失業保険の当然適用になっておりませんが、またそれを当然適用をしようにもしよりの方法がないというのが実態であろうと思ひます。その当然適用に持つていくための基盤づくりと申しますか条件づくりといひますか、林業労働を年間を通じてなるべく離職の少ないような通年的な雇用の形に持つていくといひのが先決問題であるといひことで、鋭意その方向でいま指導中でございます。そういう条件ができませんとなかなか当然適用に持つていけないといひことであらうと思ひますが、最初に附帯決議が附則かといひことで申し上げましたが、附帯決議ではございせん、附則に規定をされております。昭和五十一年の一月末までに考へるようなことが附則で定められております。

○小宮委員 その問題は逆に因果関係が出てくるんじゃないですか。むしろそういう社会保険制度がないものだから離職率が多い。今度は離職率が多いものだから当然適用がなかなかむずかしい。これは因果関係で、森林労働者がやはり定着するためには、そういう各種保険をやはり早く整備するといひことが一番大事なんです。しかしそれにしても昭和五十一年ではおそいですね。もっと早く適用されるように、もう少し事務的なものを促進してもらいたいといひように特に要請しておきたいと思ひます。これは附則でそういうようなことをきめられておつても、結局五十一年までは林業労働者の確保はできぬといひようなことにもなつてまいりますし、それはもちろん、労働条件の問題がありますから、いまから質問しますけれども、そういうやはり各種保険制度は早急に適用するように、ひとつ作業を進めてもらいたいといひことを希望しておきたいと思ひます。

それから、国有林野事業には、これも昨日から質問が出ておりましたけれども、定員内職員のかにもいろいろな常用職員とかまた定期職員ですか、こういうような人たちが、きのうも言われておつたように、一万四千名とか二万五千名とかいろいろ雇用されておるわけですが、ひとつその性

格について、たとえば常用作業員と定期作業員の性格についてまずお尋ねします。

○松本(守)政府委員 常用作業員の性格でございますが、それは人事院規則によりまして、非常勤職員でございます。常用職員にはなつておりません。非常勤職員として規定づけられております。それから、その雇用の基準は、労働協約によりまして、一に、十二月月をこえて継続して勤務する必要がある、かつ、その見込みがあること。それから二に、事業運営上の必要による勤務地の変更に応じられること。それから三に、職務に必要な適格性を有すること。この三項が労働協約によつて定められております。それから、定期作業員につきましては、その一つに、毎年同一時期に六カ月以上継続して勤務することを例とする必要があり、かつ、その見込みがあること。それから二に、事業運営上の必要による勤務地の変更に応じられること。三に、職務に必要な適格性を有すること。これが常用、定期作業員の性格といひことになるかと思ひます。

○小宮委員 これは定員内職員に比べて、この常用作業員とか定期作業員の労働条件あるいは雇用条件はどう違ふのか。結局、定員内職員と常用作業員、常用作業員と定期作業員のこういつた労働条件の相違ですね、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 まず、賃金について申し上げます。常用、定期作業員の平均賃金が、基準内外合計いたしました、一人一日当たり二千七百円でございます。失礼いたしました。いまのは間違ひではございせんが、むしろ先生の御質問に對しましては、次のようなお答えがよろしいかと思ひます。それは、常用作業員の月額に引き直してみました。月額でなくて、月額に引き直して計算をいたしますと、四十四年の実績では、常用作業員が六万八千六百円ばかりになります。それから定期作業員が五万七千七百円ばかりになります。一方、定員内の技能職でございますが、これは八万五千五百円ぐらいになりまして、それぞれ

の間に差が見られるのが実態でございます。ただし、定員内の技能職は、手に一つの技能を持つておる。常用も技能は持つておりますが、機械を扱う面におきましては若干扱い方が少ない。定期にも若干の差があるわけで、そのまゝこれを比較するといひのは適当ではないと思ひますが、一応給与面の実績から月額に引き直してみますと、こういう差があるといひことでございます。

○小宮委員 そうしたら、この常用作業員とか定期作業員は日給制ですか。

○松本(守)政府委員 日給をたててまゝとしておりますが、その中で、伐木造材に従事しております者の約七割ぐらいは出来高によつて支払いをされております。

○小宮委員 そうすると、その仕事の性格上、月給制にすることは非常に困難だ。結局、その仕事の測定をすることはむずかしいから、月給制には変へることはできぬといひことなんですか。月給制にしてもいいんじゃないですか。

○松本(守)政府委員 林業労働の特徴をいたしまして、特に伐木造材、これはその仕事の成果といひものが定量的につかまえられるという特性を持つております。それからもう一つは、その現場が非常に広い地域にわたつております。一々監督者がそれを見ておるわけではございせん。そういうことで、林業労働の場合には、そのでさうがった仕事を見まして、それによつて賃金を払うといひことのほうが、能率の面におきましていろいろと都合がいいといひことで、いま出来高を基準にしてやつておりますのが多い実態になつております。

○小宮委員 それは仕事で測定できぬから、出来高で見たほうが一番測定がしやすいといひ問題はあろうけれども、やはりそういう働く人たちが、結局、もう信用してもいいんじゃないかならうかといひように考へるわけですか。特に、この場合はどうですか、退職金はあるんですか。この定期作業員の場合は六カ月したら一時、身分はそのまゝ継続されて、仕事は六カ月か何かで――きのうの

質問もあつたんですけれども、そういう場合には、退職金制度といひのは常用作業員とか定期作業員にあるんですか。

○松本(守)政府委員 退職金の制度がござい

ます。○小宮委員 それで、この定期作業員の場合は、仕事の性格上、半年働いて、あとは失業保険なんかもあるわけですか。

○松本(守)政府委員 定期作業員と常用作業員の扱い方が少し違つておりますので、詳細につきましては労働課長から答弁させていただきます。

○須藤説明員 お答えいたします。常用作業員につきましては、国家公務員の退職手当法の第三条を適用いたしております。それから、定期作業員につきましても同じでございますが、つまり毎年反復雇用でございまして、そのやめたときに失業者の退職手当を支給いたしております。この失業者の退職手当は、失業保険に該当するものでござい

ます。○小宮委員 それから、この常用作業員と定期作業員を月額に引き直した場合に、一万九百四十四円という差がありますね。これは実際の仕事は何ら変わりはないわけでしょう。ただ身分的に、常用作業員と定期作業員というただ身分の差だけでこれだけの賃金格差がついてゐるんですか。

○須藤説明員 お答えいたします。先ほど長官がお答えいたしました月給制に引き直しました金額は、いわゆる基準内、基準外を合わせたものでございまして、ただいま先生から御指摘の一万何千円の違ひは、基準外のはうで違つておるわけでございます。基準外と申しますと、たとえば年末手当であるとかあるいはそういう手当が額が違つておるために差が出てまいります。

○小宮委員 年末手当なんかは、そうしたら、定員内職員と比べて場合に、常用作業員、定期作業員はそれぞれ格差がつけられてゐるのですか。

○須藤説明員 年末手当につきましても常用作業員は定員内職員と同様でございますが、定期作業

員は勤務期間に応じましてそれぞれ額がきまつております。

○小宮委員 きのもも賃間が出ましたけれども、常用作業員の平均勤続年数、それから定期作業員の平均勤続年数はどれくらいになりますか。

○須藤説明員 お答えいたします。

これは昭和四十五年十月現在員によるものでございますが、常用につきましては四月一日時点で計算されました勤続年数でございます。定期につきましては雇用期間の長短にかかわらず、雇用された年を一年としたものでございます。定期と申しますのは六カ月以上の雇用でございますから、その長短にかかわらず雇用された年を一年という計算でございますが、五年未満が、常用におきましては八千八百三十三人、六年から十年が二千二百二十四人、十一年から十五年が千七百二十九人、十六年から二十年が二千三百六十一人、二十一年から二十五年が六百八十八人、二十六年以上三百八十一人、合計一万六千八百八十人、平均いたしますと七・三年でございます。それから定期につきましては同じような傾向をたどりますが、総員二万一千四百四十人、平均いたしまして八年でございます。

○小宮委員 そういった傾向はやはり不自然じゃないのか。たとえばこれを民間の企業に比べてみますと、本工が定員内職員で、常用作業員が臨時なら臨時、それから定期作業員が日雇いと、そういう形にならうかというふうに区別されるわけですが、もう現在民間企業においても、大体二十六年以上とか、平均これは七・三年ですから十年以上とか、同じ勤続をしておるといふなら、そういう意味ではこれは基準要員としてみなすべきであって、特に労働力確保をするという労働力の確保の面から見ても、たとえばいまの定期作業員の方は常用作業員に切りかえらるか、また常用作業員は定員ではなくても常勤職員でおるわけでしょう。そういう中に繰り入れていくとか、そういうようなことを考えぬと、これは民間あたりでも、こういった臨時工の切りかえも日雇いも全部

本工化してしまつておるような傾向にありますから、そういった意味ではこの林野庁の国有林野事業にだけこういふような、少なくとも勤続二十六年以上が三百何人もおるといふのは、こういった不自然な姿はないと思うのです。この問題は定員という問題が一つあるから壁にぶつかつておるだらうけれども、しかしこういふような人たちに對しては、少なくともそういった問題は問題として、やはり賃金格差を——私は、先ほど申し上げましたこともやはり、生産性を上げて、その上げた分に対しては見合う賃金も何らかの形で出さなければならぬ、先ほど言つたような国家公務員という立場から、実際は利益が出て、働く人に還元できないという点についても政務次官からお話ございましたが、しかし、やり方としては、たとえばいろいろな形があるかと思うのです。そういった意味からは少なくともこういふ人たちは基準要員化しておるわけですから、一挙にいかなくても徐々にそういう人たちは制度を変えていって、定期作業員は全員常用作業員にするとか、常用作業員はやはり常勤職員に上げるとか、それは資格条件とか、いろいろ基準はあるにしても、そういったことで現状のままで置くという事態に私はやはり不自然なものを感じる。この定期作業員だとか常用作業員の身分の問題について、現状のままでいいというふうに考えておられるか、今後改善する意思があるのかどうか、ひとつこの点も、これは政務次官からお聞きしたいと思います。

○渡辺政府委員 これは先ほどから申しておりますように、公務員制度との問題もあつて、現在のままでは、気持ちではそう思つてもなかなかできない面もあります。したがつて林野行政のあり方というものを再検討するときに、抜本的に一掃に検討すべきもの、かように考えております。しかし定期作業員あるいは常用作業員等において、有給休暇その他手当等において非常に格差があるというようなものなどにおいては、それぞれの勤続年数等を考慮して、できることならば何らか

の措置は講じてやらなければならぬのじゃないかということ、林野庁はいろいろと苦勞をしておるわけでありまして。

○小宮委員 それと同時に、国有林野事業に働く労働者の人々と、一般民有林に働く労働者の人たちの労働条件、賃金の格差はどれくらいありますか。

○須藤説明員 お答えいたします。

賃金比較は規模別でありますとか、業種別でありますとか、年齢構成別それぞれ違つておりますので、単純比較は非常にむずかしいわけでございますけれども、ここに四十四年度の統計資料を持っておりますので、御報告いたしたいと思います。

○松本(守)政府委員 五島、対馬等離島の勤務に対する特別な手当についての御質問でございますが、職員の給与は、給与特例法に定める給与の根本原則にのっとり、労働組合との交渉によつて定められております。離島勤務職員の特別な手当といたしましては離島調整額を支給いたしております。若い人で二百円、年輩者で三千六百円くらいの月額でございますが、平均月額にして二千円くらいの手当を支給しております。また奄美大島のハブに対する危険手当につきましては、給与特例法の定めるところによつて民間の賃金事情等を調査いたしまして対処をまいりたい、このように思つております。

常用定期作業員の平均賃金、つまりこれは基準内外計の一人一日当たりの賃金でございますが、二千七百七十七円、労働者の林業労働者職別賃金調査によりますと、木材伐出業、これは一日平均現金給与額でございますが、二千三十九円、それから労働者の毎月勤労統計による製造業の百人以上五百人未満の事業場の賃金推定月額、これはほとんど月額でございますが、月額を二十四で除したものでございますが、二千四百二十一円、同様に五百人以上事業場の推定月額二千九百九十三円、こういった統計数字になっております。

○小宮委員 次に林業労働災害について質問いたします。

この労働者の労働災害年報によりますと、林業労働災害は四十四年において八日以上の死傷者が一万七千六百八十八名というふうになっております。そのうち死亡者が二百五十名、重軽傷者が一万六千九百十八名となつておるわけですが、この災害の度率率を見てみますと、四十二年が一・五・四二、四十一年が一・五・五〇、四十二年が一・五・四四、四十三年が一・六・五三、四十四年が一・八・四八というふうに、四十二年、四十四年は度率が高くなつております。これは災害件数が多いということを示しておるわけでございますから、そういった意味では、ひとつ長官の災害に對して取り組み姿勢をひとつお聞きしたい。長官、お願いいたします。

○松本(守)政府委員 労働災害に対する基本姿勢ということでございますが、これは民有林を含めまして確かに災害の多い業種の中に林業が数えら

れております。そこで、労働災害防止計画によりまして、林業におきましては伐木造材、機械集材関係の作業の災害、振動障害による災害というよりなものを重点災害の種類といたしまして指定をいたしました。また林野庁といたしましては労働省と緊密な連絡をとりまして、これら災害の防止のための安全衛生意識の高揚、事業場における安全管理組織、作業環境の整備改善、安全教育の徹底、こういうことをはかることについて事業主に對し指導監督を強化しております。

なお、国有林に対してもそれぞれの対策を講じまして、そういった労働災害の防止、軽減というものを今後強力に進めていく、十分努力をするという姿勢でございます。

○小宮委員 それでは、今後の災害を減らしていくという立場から度数率並びに強度率についてどういった目標を設定しておられるのかお聞きしたいと思ひます。そうしないと、やはり努力目標を掲げまして、来年は度数率はこれぐらいにする、強度率はこれぐらいにするというような目標を掲げまして努力をしないと、ただ単なる結果を見て、災害はこれだけあった、多かつた少なかつたということ喜んでみたり悲しんでみたりしたつて、どうにもなりません。やはり目標をきめて、安全対策についての姿勢を強化していくということをやつてもらうわけですが、これはどこでもやつてゐるわけですから、そういった意味では、たとえば四十六年度の度数率と強度率はどこを目標にして安全対策をやつておるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 民有林の労働災害につきましては労働省の所管でございます、いまここに……(小宮委員(「国有林だけでいいです」と呼ぶ)) 国有林の強度率につきましては、四十一年に二・〇になっております。災害防止計画では、それを昭和四十七年に約半減をする、一・〇にまで持っていくということで努力をいたしております。四十四年の実績は度数率が一・二二でございますから、もう一息でございます。

○小宮委員 民有林関係の労働者については災害保障制度が確立されているわけですか。

○松本(守)政府委員 民有林の労働者につきましては労働保険の適用によりましてその保障制度が一応確立されておることでございます。

○小宮委員 まだありますけれども、きょうは長官一人でだいたい疲れたでしょうから、これで私の質問は終わつて、次の機会にやりたいと思ひます。

これで終わります。

○草野委員長 次回は明二十五日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

農林水産委員会議録第六号中正誤

ペシ 段行	誤	正
四四三	一部準組合	一部事務組合
九二二	売り手の	買い手の
三三三	多い市	大井市
同	第七号中正誤	
ペシ 段行	誤	正
三一三	〇角谷委員	〇角屋委員